

# 小金井市行財政改革2030 (素案)

小金井市  
令和8年3月

# はじめに

市長コメント

作成中

令和8年3月

小金井市長

白井 亨

# 目次

はじめに ..... |

第1章 行財政改革2030の方向性 ..... 3

- 1 行財政改革とは
- 2 策定の背景
- 3 行革2025の状況
- 4 行財政改革審議会からの提言
- 5 計画期間と位置付け
- 6 社会情勢等現状分析と本市の特殊事情
- 7 求められる行財政改革

第2章 行財政改革2030の体系 ..... 17

- 1 自治体の使命と行革2030の体系
- 2 目指す将来像
- 3 重要な視点と基本理念
- 4 三つの重点取組
- 5 重点取組を支える土台

第3章 重点取組と組織力を強化する土台..... 23

- 1 三つの重点取組(柱)の推進
- 2 組織力を強化する土台

第4章 重点取組のプロセスと進行管理..... 36

- 1 重点取組のプロセス
- 2 進行管理
- 3 評価の考え方
- 4 その他の推進の仕組み

(巻末付録)個別取組..... 42

# 第Ⅰ章 行財政改革2030の方向性

1 行財政改革とは

2 策定の背景

3 行革2025の状況

4 行財政改革審議会からの提言

5 計画期間と位置付け

6 社会情勢等現状分析と本市の特殊事情

7 求められる行財政改革

## I 行財政改革とは

地方自治体※<sup>1</sup>の基本的な役割は、市民の福祉の増進を図ることであり、その事務処理に当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げることが求められています※<sup>2</sup>。このため、市は、市の行財政運営について、社会情勢の変化やこれに伴う価値観の変化、財政事情の変化等に合わせて最も効果的で効率的なものへと見直していく必要があり、これを組織的に行うことを行財政改革と呼んでいます。したがって行財政改革は、それ自体が目的ではなく、市の基本的な役割を果たすための手段の一つとなります。



### よくある誤解：× 行財政改革＝歳出削減、業務の委託化、無駄の削減

例えば、市民の福祉の増進を図るための最優先事項が、緊縮財政、職員数削減等である場面ではこれを行財政改革の重要取組に設定し、逆に予算の投入や職員数の増加が市民の福祉の増進に必要とされる場面では、コストの最小化を図りながらこれを行財政改革の重点取組とすることもある。



行財政改革は、変えること自体が目的ではなく、取組によって行財政運営の在り方を見直し、市民福祉を増進していくための手段の一つであり、重要なのは、「今、どのような行財政改革が必要なのか」を考え、「選ばれるまち、選び続けられるまち」の実現につなげていくことです。

※1 法律上は「地方公共団体」といい、都道府県及び市町村を含む地方自治を行う主体を指す。本指針においては、原則「地方自治体」という。

※2 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようしなければならない。(地方自治法第2条第14項)

## 2 策定の背景

本市が初めて行財政改革の指針を策定した当時は、長引く不景気と少子高齢化社会の進行に加え、中央線高架化事業の開始も重なる中、平成7年度には経常収支比率※1が全国ワーストワンとなり、平成9年度には退職金を支払うために退職手当債※2を発行するなど、とてもまちづくりを進められる状況ではありませんでした。このため、行財政改革により徹底的に財政再建を行うこととし、特に過剰であった人件費の削減、業務の委託化等を中心に、全庁を挙げて取り組んだ結果、財政状況は正常化し、また、同時に市民の理解を得ながらまちづくりを進めることで、まちの魅力を大きく向上させることができました。

令和4年8月に策定した小金井市行財政改革2025(以下「行革2025」という。)では、これから市が直面する最大の課題を人口減少社会の進行に伴う税収、人材などの縮減と捉え、これらの市の経営資源が大幅に制限されたとしても、行政サービスを適切に維持し続けることができる自治体(スマート自治体※3)へと、今のうちから市の運営等を転換させることを第一の目標(将来像)としました。また、これまで市が担っていた行政サービスの一部を、市民、市民団体、民間企業、市内大学等に担っていただくことで、市民の福祉の増進を図り続けることができるまちを第二の目標(将来像)としました。そこで、これらを実現するために、市の制度、組織、運営形態等を徹底的に見直すことを行革2025の柱とし、これに資する三つの取組、「自治体DXの推進」、「公民連携・アウトソーシングの推進」、「公共施設マネジメントの推進」を重点取組に定め、人材、予算などの経営資源を優先的に投入して、強力に推進することとしました。

このように、市が目指す将来像は時代に合わせ変化するため、これを実現する手段である行財政改革も当然変化します。本市として初めて「ニューノーマル※4時代の質の改革」を掲げた行革2025が令和7年度末で計画期間を終了することから、新たな行財政改革の指針を社会情勢、財政事情等を踏まえ策定します。



※1 財政の弾力性を示す財政指標。6(2)エ参照

※2 職員の退職金に当たる退職手当の財源のために借り入れる地方債

※3 AI又はRPAのようなソフトウェアロボットなどの技術を駆使して、業務を自動化したり、共通基盤を用いて効率的にサービスを提供したりすることを可能とした自治体の在り方。第2章2を参照

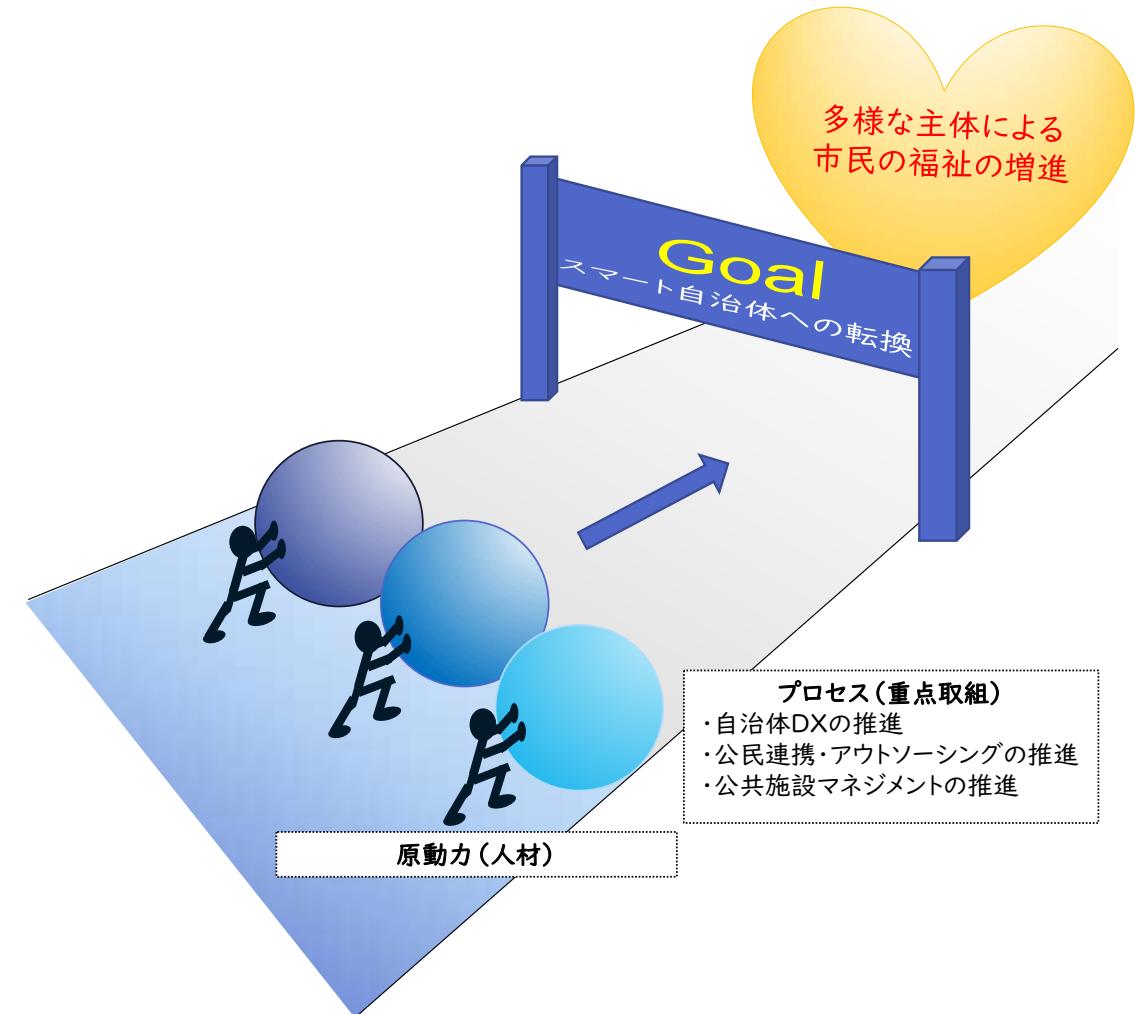
※4 新型コロナウイルス感染症感染拡大を契機として世界中の人々が適応を余儀なくされた、テレワーク、非対面手続などの「新たな働き方」、「新たな生活様式」が日常化した時代のこと。

### 3 行革2025の状況

行革2025は、従来からの整理・削減に重点を置いた「量の改革」から、「ニューノーマル時代の質の改革」へと重点を移し、重点取組を三つに絞ることで、誰にも分かりやすく、集中して取り組むことができる行財政改革としました。その結果、特に遅れていた自治体DXの推進の分野では急激に環境整備が進み、その他の重点取組においても一定の成果が得られました。

また、行革2025においては、目指す将来像である「スマート自治体への転換」と「多様な主体による市民の福祉の増進」を、計画期間の4年間で完全に達成できるものとはしておらず、設定したロードマップに沿って着実に基盤整備を進めていくことを重視してきました。こうした取組は、従来の整理・削減型の行革に比べ、時間を要するものであり、現時点での到達したとは言えませんが、方向性としては確かな歩みを進めていると言えます。成果を一概に高く評価するのは難しいものの、着実な前進が見られる点は一定の成果として受け止めています。

他方、行革2025の取組を4年間にわたり推進してきたことで、以前のように市の財政再建のためではなく、人口減少社会の進行等の理由により人材の確保が難しくなっている現状が着実に職員に浸透し始めています。このことにより、市民サービスを適切に提供し、健全な業務環境を維持し続けるためには自ら事業を見直し、効率化を図らなければならないという意識が醸成されてきていると認識しています。



## 4 行財政改革審議会からの提言

行財政改革2030(以下「行革2030」という。)の策定に当たって、小金井市行財政改革審議会(第1期 任期:令和5年1月から令和7年1月まで)からは、以下のような提言をいただいている。

### 行財政改革審議会提言(概要)

市の策定した行革2030策定方針では、新たな指針は行革2025の基本理念及び重点取組を継承するものとされた。時代背景、国等の動向、行革2025の進捗等を踏まえれば、このことについては行財政改革審議会としても異論はなく、引き続きスマート自治体への転換と、多様な主体による市民の福祉の増進を目指すべきであると考える。その上で、行革2030の策定に当たって、以下の点について提案したい。

#### ア 戰略性を有した取組

- ① 課題等の明確化が必要である。平成9年度当時の財政危機を乗り越えた経験を踏まえ、現在の人口減少社会の進行に伴う経営資源の縮減という問題を職員、市民と共有し、危機感を持って取り組むことが重要である。
- ② スマート自治体への転換については、具体的なビジョンを設定し、分かりやすい情報発信を行うことが求められる。動画などを活用し、スマート自治体の概念を広く理解させることが最初の一歩である。

A.①P16,②P25~26

#### イ 市の組織の強化

- ① 人材の確保については、職員数の管理を緩めることなく、働きやすく魅力ある職場環境を整えることが求められる。人件費を投資と捉え、職員の新規採用においても創意工夫を凝らし、適切な人材を確保することが重要である。
- ② 人材育成の重要性を認識し、職員が自分事として改革に取り組む姿勢を育成することが必要である。市長を始めとしたマネジメント層は、職員が成長できる組織を意識的に作ることが求められる。

A.①P32,②P26,P32

#### ウ 連携と協創の推進

地方自治体は、地域や組織の枠を越えて資源を融通し合い、他の自治体や多様な主体と連携・協働する視点が重要である。小金井市においても、他自治体、市民、NPO、学校等と広域で連携・協創する発想が必要である自治体DXの推進においても、情報システムの標準化・共通化を進め、他の自治体との連携を広げることが求められる。

A.P27~28

#### まとめ

行革2030で目指す市の制度、組織、サービスの在り方等を見直す行財政改革は、目的、目標、成果などが分かりづらいことから、指針を分かりやすく作成し、職員及び市民の理解と協力を得ることが重要である。改革の必要性を関わる全てのヒトが自分事として捉えられるよう努めることが求められる。

市はこのことを改めて認識し、新たな指針の策定に当たって、社会情勢等の変化を敏感に捉え、職員の育成にも全力で取り組むことが重要である。

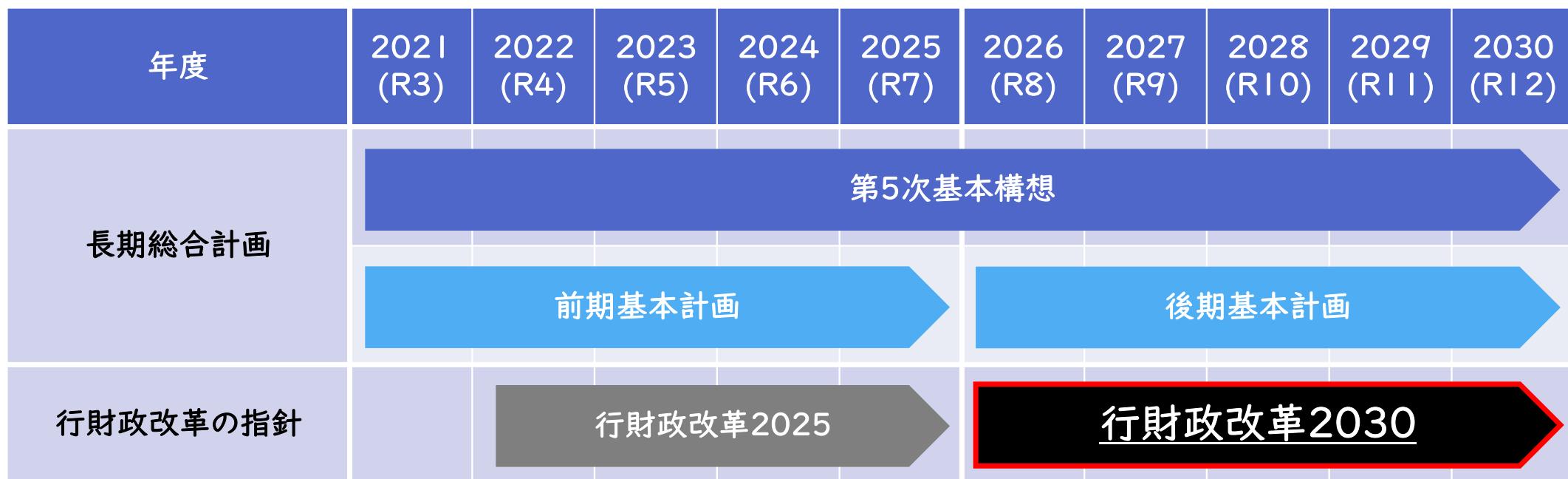


## 5 計画期間と位置付け

小金井市では、市政活動の総合的かつ計画的な取組の指針として、令和3年度から令和12年度までを計画期間とする「第5次小金井市基本構想」を定め、各行政分野における個別の計画及び事業を整理・統括した「前期基本計画」(令和3年度から令和7年度まで)及び「後期基本計画」(令和8年度から令和12年度まで)を定めています。

行革2030は、「前期基本計画」に紐づく行革2025を継承し、「後期基本計画」を上位計画とした個別計画として、同期間の市の行財政改革を進める指針として位置付けられるものになります。

なお、行革2030は、市の組織運営等に係る指針として位置付けるものであり、実際の組織改正、各事業の具体的な計画及びスケジュール等については、本指針も踏まえて、別に定めるものになります。指針の中でも、具体的な事例を示している箇所がありますが、これは方向性を示すもので、それぞれの個別計画の中で検討を行い、実施計画に反映していくことになります。



## 6 社会情勢等現状分析と本市の特殊事情

### (I) 予測される社会情勢等

令和6年に日本で生まれた子供の数(日本人のみ)は、前年比5.7%減の約68.6万人で9年連続過去最少を更新し、令和5年に国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来推計の想定より15年も早く少子化が進んでいるとされています。地方公務員は団塊ジュニア世代※1が相対的に多いとされている中、2040年(令和22年)頃には団塊ジュニア世代が一斉に退職する一方で、地方自治体に入所が見込まれる20代前半となる人の数は団塊ジュニア世代の半分程度となるとされています。地方自治体全体の新規採用試験の競争率が減少傾向にある中、土木、建築、電気などの技術職については既に採用予定数を確保できない状況が生まれてきています。

一方で、地方自治体では、人口減少に対処するための事務が増大しているほか、社会情勢の変化等に伴い、行政需要が多様化・複雑化しています。東京都内の自治体である小金井市では、地方に比べ人口減少のカーブが緩やかであったとしても、10年先、15年先も現在と同等の税収、同等の職員数を確保することは困難であり、行政需要が多様化・複雑化している中で、人口及び税収が増加基調にあった時代の行政サービス並びに利用頻度の減少している公共施設等については、需要及び効果を踏まえて整理・統合を検討する必要があります。

#### 人口減少に対処するための事務の増大の例

- 少子化対策
- 空き家対策
- 地域交通の維持・確保対策 など



#### 社会情勢等の変化に伴う行政需要の多様化・複雑化の例

- 保育サービス、学童、放課後子ども施策の充実
- 不登校児童・生徒の増加に伴う対策
- ヤングケアラー※2への支援
- 単身高齢者の増加に伴う孤独・孤立対策、認知症対策
- 在住外国人との多文化共生施策
- 高度経済成長期に整備したインフラの老朽化対策
- カーボンニュートラル※3対策 など



※1 おおむね昭和46年から昭和49年までに生まれた世代。第二次ベビーブーム世代とも呼ばれ、団塊世代(第一次ベビーブーム)に次いで世代人口が多い。

※2 本来大人が担うと想定されている家事、家族の世話などを日常的に行っている子供・若者のこと。

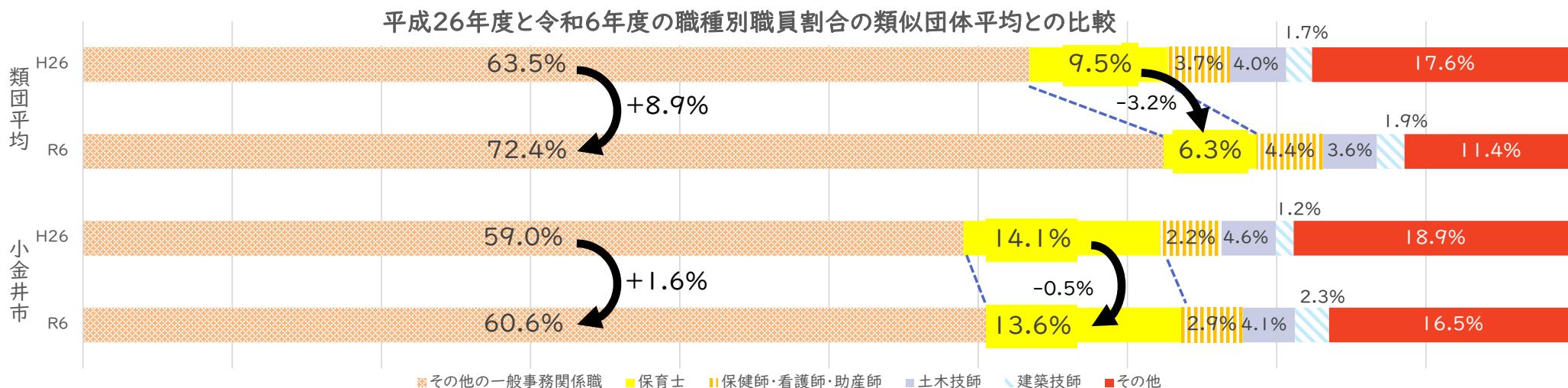
※3 二酸化炭素を中心とする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにするという考え方

## (2) 市の現状

### ア 職員数

国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口では、令和7年の生産年齢人口を100%とした場合、令和22年には85%まで縮小するとされています。これはあくまで全国を対象としたものであり、本市を含む東京都の自治体においては、減少幅は比較的緩やかであると見込まれていますが、傾向としては同様に生産年齢人口の減少が進行していき、本市においては、令和13年をピークに人口全体が減少に転じる一方で65歳以上の老人人口は令和37年まで増え続けると見込まれています。こうした人口構造の変化に伴い、社会保障※1関連のニーズは今後ますます増加していくことが予想されます。

また、令和6年4月1日時点での職員数の内訳を分析すると、直近10年間の都内類似団体※2平均では職員数に占める一般事務職の割合が増加しているのに対し、本市ではほぼ横ばいであること、保育士の割合が他市と比べて多く、また減少率も小さいことなどが見て取れます。この原因については、行政サービスの多様化、ニーズの変化に伴う事務量の増加、業務の委託化、DXの進展による業務効率化など、様々な要因が複合的に影響していると考えられるため、この結果だけをもって適否を判断することはできません。こうした状況を踏まえると、職員数自体の増減だけでなく、その職種ごとの構成比についても、中長期的な視点で検討することが重要であり、今後、社会情勢等の変化に応じた業務内容、提供体制の見直しと合わせて、職種別の内訳についても計画的かつ柔軟に対応することが重要であると言えます。



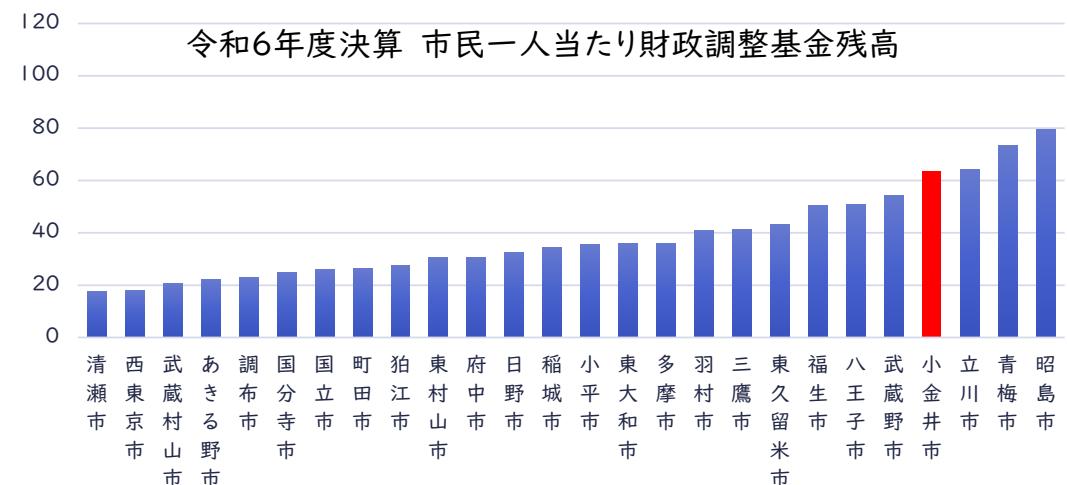
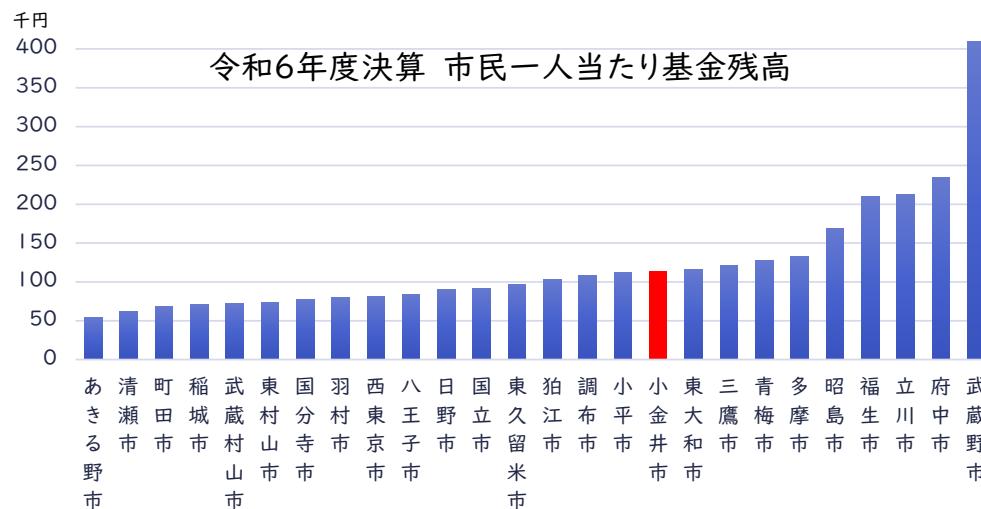
※1 市民の「安心」及び生活の「安定」を支えるセーフティネットとなる制度で、医療保険、年金、介護保険等の「社会保険」、高齢者、障がい者、子育て支援等の「社会福祉」、生活保護等の「公的扶助」、予防・衛生のための「保健医療・公衆衛生」からなる。

※2 全ての市区町村を、人口と産業構造(産業別就業人口の構成比)を基準としてグループ分けしたもの。小金井市の類似団体は、都内では、武蔵野市、青梅市、昭島市、国分寺市、東久留米市及び多摩市。ただし、グラフにおいては、病院事業、水道事業等、本市と異なる公営企業を設置している武蔵野市、青梅市及び昭島市を除く3市の平均としている。

## イ 基金残高

小金井市財政規律ガイドライン※1において、健全な財政運営を行う上で基本的事項であると定めた基金の積立残高については、令和7年度当初予算の時点で総額約109億6千万円となっており、特に残高の確保が求められる財政調整基金が約51億円、公共施設マネジメント基金※2が約5億円、環境基金※3が約8億9千万円となっています。

また、令和6年度決算における市民一人当たりの基金残高は、約11万4千円で東京都内26市中10位、財政調整基金残高が約6万3千円で26市中4位であり、いずれも高水準を保っています。しかし、これは、長引く不景気、震災の影響等により厳しい財政状況が続いてきた中で、不断の行財政改革の取組を進めてきたことや、新型コロナウイルス感染症が拡大した時期には、特に迅速かつ臨機応変な対応を可能とする財政調整基金の残高確保に努めてきた結果によるものであり、今後は一定の水準を確保しつつ、公共施設の更新等に基金残高を活用していくフェーズに入っていくことを認識する必要があります。



<普通会計—地方財政状況調査速報値より>

## 基金とは

地方自治体が将来の支出や予期せぬ事態に備えて積み立てておくお金のこと、家庭でいうところの「預貯金」に当たります。公共施設の整備及び福祉に関する事業のために積み立てるものなどのほか、目的を限定せず、景気の変動、予期せぬ収入源などに対応して年度間の財政のバランスを保つために使われる「財政調整基金」などがあります。安定した行政運営を支える重要な仕組みです。

※1 令和6年3月策定。規律ある財政運営を行うために目指すべき指標等を示したもの。第3章2(4)参照

※2 公共施設等の整備、維持及び更新に必要な資金を積み立てる目的とした基金。市では令和4年度より設置している。

※3 ごみ処理施設の整備、施設周辺地域の生活環境の保全及び増進、施設の解体等、新たなごみ減量施策や環境保全事業の充実に必要な資金を積み立てる目的とした基金

## ウ 地方債残高

令和6年度決算における本市の市民一人当たりの地方債残高は約13万8千円で、26市中少ない方から6番目となっています。しかし、今後予定されている公共施設等の更新は、世代間の負担の平準化を図るためにも地方債による借り入れを要することとなり、残高の増加が見込まれます。

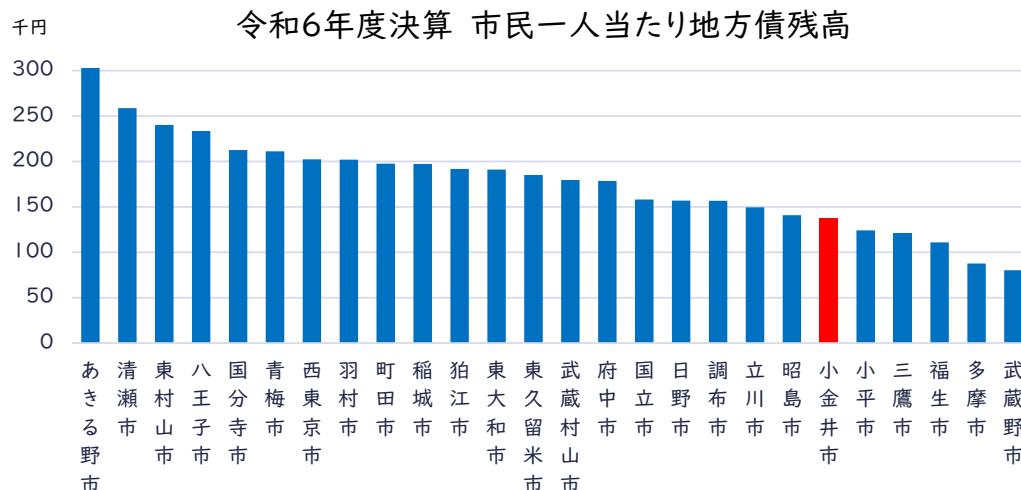
地方債は、公共施設等の建設等事業の実施時だけでなく、引き続き施設が供用されるなど、将来にわたってサービスが提供される事業の財源として借りることのできる財源で、償還期間は一般的に20年前後で設定されます。このため、現在その施設を使用する市民等だけではなく、同様に償還額を負担し、維持管理の負担も負う将来世代のことをよく考える必要があります。本市の地方債残高のピークは平成23年度末で、この時期に危機的財源不足・財政状況に陥りましたが、それは、過去から積み上がっていた地方債の返済額に更に多額の地方債発行が重なり、公債費（借金返済額）が大きく膨らんだことも原因の一つでした。

生産年齢人口が減少している状況の将来世代にとっては、私たちが発行した地方債の償還は今よりもっと重い負担となることは間違いないありません。また、時代の変化により、施設利用に関する価値観が変わってくる可能性もあり、公共施設の更新については、慎重に判断する必要があります。

### 地方債とは

市町村、都道府県などの地方自治体が、道路、学校などの公共施設をつくるために「借金」をすることを「地方債を発行する」といいます。国が発行する借金は「国債」といいますが、国債は、国の予算が足りないときに赤字を補うためにも使われるのに対して、地方債の発行は基本的に将来にわたって市民が使う施設など、長期的な価値がある事業に目的が限定されています。

地方債には、道路、学校などの公共施設を整備するための資金を調達する「公共事業の資金源」、施設を長く使うことを前提に、償還（返済）を後年度に行うことにより将来世代と費用を分担する「世代間の公平性」の確保、景気の変動などで税収が減っても、必要なサービスを維持する「財政の安定化」といった役割があり、これらにより、地域の暮らしを支える重要な仕組みとなっています。



<普通会計—地方財政状況調査速報値より>

## 工 経常収支比率

本市の令和6年度決算の経常収支比率※1は94.2%で、26市中15位となっています。

本市では、平成7年度と8年度に2年連続で経常収支比率が全国ワーストワンとなり、その結果、平成9年度には退職金を自主財源※2で予算化することができず、全国で初めて退職手当債を発行することになりました。このため、決算における経常収支比率の分析は本市にとって極めて重要であり、近年の本市の傾向としては、臨時的な経費として支出される公共施設の更新等を抑制し、予算を経常的な子育て分野等の社会保障関連経費に優先的に充ててきたこと等から、経常収支比率は高止まりしている状態が続いていると分析しています。

しかし、このことをもってかつてのように危機的な財政状況であるということではなく、時代に即して市民ニーズに適切に対応し、経常的な経費となる事業に予算を使っている結果が、経常収支比率に現れているものと考えています。そして今後は、大きな建設事業に財源が流れることで、経常収支比率が下がったとしても、地方債残高が上昇すること等を鑑みれば、財政状況は厳しくなったと判断されることもあります。このように、経常収支比率は決算の状況から、今、どの分野に資金が集中しているかを分析するツールとして有効な財政指標ではあるものの、その高低だけで財政状況の良し悪しを判断すべきものではないことに留意して活用する必要があります。

令和6年度決算 経常収支比率	小金井市	都内26市平均	都内類似団体平均
	94.2%	92.5%	94.8%

<普通会計一地方財政状況調査速報値より>

以上のとおり、本市の現状を財政指標等から分析すると、職員数については内訳の適正化を検討しつつ、特に福祉関係を始めとする資格職及び建築、土木等の技術職の採用が難しくなってきていることを鑑みると、業務の量と在り方について、根本的な対策が必要な状況であることが分かります。また、財政面でも、基金残高はある程度確保できており、地方債残高は少ないと見受けられます。

しかし、今後は公共施設等の更新により、基金の取崩しや地方債残高の増大のフェーズに入っていくことも念頭に財政運営を行っていく必要があります。

※1 人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費に、地方税などの経常的に収入される財源がどの程度充当されているかを示す財政指標で、財政の弾力性を測るのに用いられる。

※2 自治体が自らの権限で収入を決定し、調達できる財源のことで、市税、分担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金などが該当する。これに対し、国、東京都などから交付される地方交付税、補助金等を依存財源といい、地方債も依存財源に当たる。

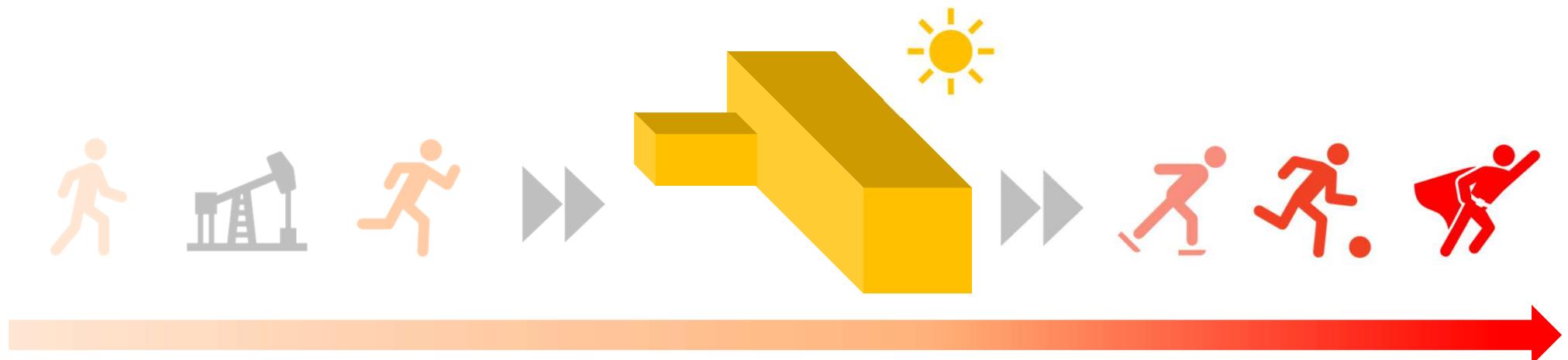
### (3) 本市における特殊事情と優先課題

#### ア 庁舎等建設事業

本市では、新庁舎・(仮称)新福祉社会館(以下「新庁舎等」という。)への移転に向け、建設設計画を進めています。新庁舎等への移転は、現在、市で働いているほとんどの職員が経験したことがない大きな変化の時であり、取り巻く全ての環境が変わることから、職員は、仕事の仕方、サービスの提供方法等を考える必要があります。また、新庁舎等の建設には、同じく過去に経験したことがないほど多額の地方債による借入れを行う必要があることから、財政運営を持続可能なものとするための取組に再び注力する必要があります。

職員は、この大きな変化をただ困難なものと恐れるのではなく、これまでの環境では実現が難しかった様々な見直しを行うチャンスと捉え、計画的に準備を進めるとともに、財政規律を遵守し、新たな歳入の確保に努めるなどの取組が求められます。また、新庁舎等は、より効率的で質の高い市民サービスの提供拠点とする必要があります。これには、職員自身が愛着を持って移転後の新たな可能性を切り開いていけるよう、一丸となって庁舎等建設事業に取り組むことも重要です。

そこで、行革2030では新庁舎等の建設・移転を社会情勢の変化と同様に重大な変革の機会と捉え、その影響及び効果を踏まえ、特に重要な取組について集中的に取り組むこととします。



※ 庁舎等建設事業に関する取組及び方針は、事業の進捗状況に伴って変更する場合があります。

## イ 嵍出見直しにおいて優先されるべき課題

市における事業の実施に当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げることが常に求められており、歳出の見直しは最も基本的で重要な改善取組です。このため、特に行財政改革として取り組むべき歳出の見直しは、廃止を含め事業そのものの在り方を見直すことであると考えます。

例えば、全国の自治体では、生産年齢人口の減少により税収の減少が見込まれている中で、公共施設等の老朽化が共通の経営課題となっています。本市の公共施設等総合管理計画でも、現状の公共施設等を単純に更新していく場合、平均すると向こう30年間、毎年50億円以上の経費が必要になると試算されています。このため、必要な市民サービスは維持しながらも、持続可能な財政運営を実現するためには、総量抑制を基本に時代に即した公共施設等の在り方を検討し直すことがポイントとして見えてきます。この間、公共施設の在り方・再編方針の策定に向けて、公共施設在り方検討委員会を開催するとともに、市民向けワークショップを開催してきましたが、行革2030においても、真に必要な公共施設による市民サービスの提供及び持続可能な財政基盤の確立につなげるために、更なる最適化に向けた取組が課題となっています。

このように、公共施設に限らず既存の事業を見直すことには必ず痛みを伴います。しかし、この痛みを先送りにすれば、そのツケは私たちの子世代、孫世代、更にその子供世代が背負うことになり、人口減少の影響により、その負担は今の比ではないと考えられます。このため、時に一部の市民には我慢を強いることになったとしても、全体にとって必要な事業に対して選択と集中をする段階にきており、理事者、管理職だけではなく、全ての職員が事業のスクラップ、施設の再編を真剣に考えながら進めることができます。

<公共施設等を耐用年数経過時に  
単純に更新した場合の費用見込み>  
(令和4年度から令和33年度までの30年間分)

	建築系 公共施設	土木系 公共施設	合計
更新費 用総額	753 億円	847 億円	1,600 億円
年平均 額	25億円	28億円	53億円

※ 1億円未満の端数は、それぞれ四捨五入

※ 庁舎等(現庁舎関連、新庁舎、(仮称)新福祉会館)  
の費用を除く。

## 公共施設の更新による地方債残高の増大

新庁舎等の建設に当たり多額の地方債による借入をする必要があり、その返済は20年以上続きます。新庁舎等以外にも、公共施設面積の6割を占める市立小中学校を始め、その他の施設についても老朽化が進んでいることから、特に地方債残高は今後、右肩上がりで増えていくことが予想されます。

## 人件費、物価高騰による歳出の増加

全国的な賃金の上昇により、職員数は増えていないにもかかわらず人件費は増加し、委託料についても、民間の人件費高騰、物価及びエネルギー価格の高騰等により増加が避けられず、物件費も増加が避けられない状況にあります。

## 生産年齢人口の減少等による税収の減少

本市の税収構造は個人市民税が大半を占めているため、生産年齢人口の減少に比例して市税収入が減少することは自明の理であります。加えて、国の政策により税配分が見直された場合の収入の減少及びふるさと納税の恒常的な拡大による個人住民税の流出が続くことは、本市の中長期的な財政運営を更に厳しくする要因となります。



## 7 求められる行財政改革

令和8年度から令和12年度までを計画期間とする行革2030は、市の現状、予測される社会情勢、本市の特殊事情、財政事情、そして行革2025の状況等を踏まえ、以下のとおり現在、そしてこれから求められる行財政改革を進める指針とします。

現在の社会情勢等を踏まえ、市民の福祉を増進し続けていくためには、人口減少社会、特に生産年齢人口の減少に伴う経営資源の縮減へ対応していくことが、引き続き市の最優先事項であると認識します。このため、行革2030は、行革2025で示した目指す将来像、基本理念、重点取組等を継承することを基本としつつ、これに、新庁舎等への移転を見据えた窓口形態及び組織体制の見直しを踏まえた対応を加え、発展させたものとします。

### <行財政改革2030>

市の制度や組織、運営形態等を、経営資源の縮減を踏まえ大胆に見直す質の改革

#### <行革2025の目指す将来像>

- スマート自治体への転換
- 多様な主体による市民の福祉の増進

#### <行革2025の基本理念>

- 効果的かつ効率的な市民サービスの提供
- 人材育成と組織の見直し
- 持続可能な行財政運営と公共施設等の適正化

#### <行革2025の重点取組>

- 自治体DXの推進
- 公民連携・アウトソーシングの推進
- 公共施設マネジメントの推進

+

新庁舎等への移転を見据えた体制等の見直し

行財政改革2025の発展型としての行財政改革2030

# 第2章 行財政改革2030の体系

1 自治体の使命と行革2030  
の体系

2 目指す将来像

3 重要な視点と基本理念

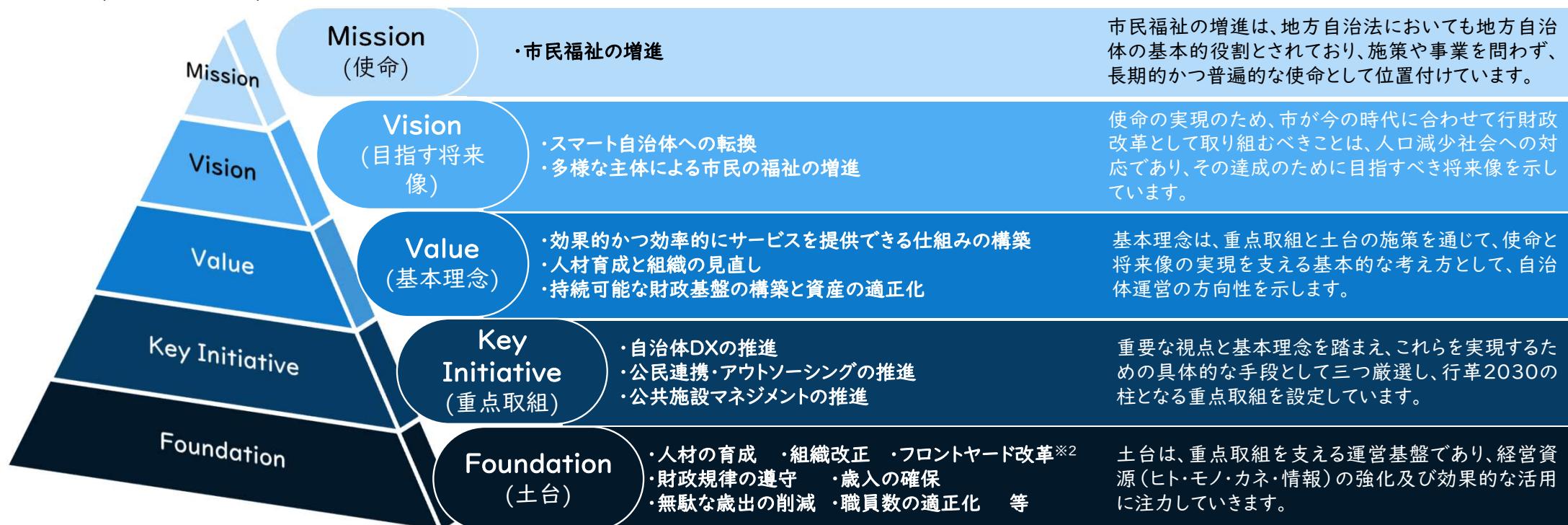
4 三つの重点取組

5 重点取組を支える土台

## I 沿革の使命と行革2030の体系

行革2030においては、先に述べてきた行革2025の基本理念等を、改めてMission(使命)、Vision(目指す将来像)、Value(基本理念)、Key Initiative(重点取組)及びFoundation(土台)の体系<sup>※1</sup>に位置付けて整理します。

市民にとって最も身近な基礎自治体である市町村は、市民の福祉の増進を図ることを使命(Mission)としており、その達成のための本市の目指すべき将来像(Vision)として、「スマート自治体への転換」と「多様な主体による市民の福祉の増進」を掲げています。これらの実現のために、重要となる「仕組み・情報」「人・組織」「モノ・カネ」の視点から導き出された三つ基本理念(Value)の具体的な手段として、「自治体DXの推進」、「公民連携・アウトソーシングの推進」、「公共施設マネジメントの推進」を重点取組(Key Initiative)とし、その土台(Foundation)として人材育成等の不変的な取組を設定しています。



※1 MVVは、経営学者ドラッガーが提唱した組織の考え方などを示すためにフレームワークとして用いられる概念。各項目の訳語については、行革2025からの継続性及び分かりやすさを重視して一部意訳とした。

※2 地方自治体と市民との接点となる窓口業務について、利便性向上及び業務効率化のために運営形態等の見直しを図る取組。第3章2(3)(P34)を参照

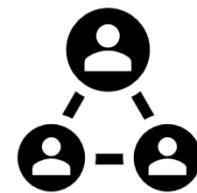
## 2 目指す将来像

行革2030では、人口減少社会の進展、市民サービス、働き方の変容等に対応し、持続的かつ安定的に市民福祉の増進を図るため、行革2025に引き続き以下の二つの目指す将来像を設定しています。

### 「スマート自治体への転換」と「多様な主体による市民の福祉の増進」

本市では、人口減少社会を見据え、仮に現在の職員数が維持できなくなったとしても適切な行政運営を行えるようにするためにには、AI※1、RPA※2などの先進技術を活用し、定型的な業務を自動化し、共通基盤※3を用いて効率的にサービスを提供する「スマート自治体」への転換が必要であると考えています。スマート自治体への転換には、業務の自動化及び効率化、そして職員の手によらないサービスの提供が不可欠であり、これを実現するための様々な改革に集中的に取り組む必要があります。

また、市の経営資源が縮減される中で、持続的に行財政運営を行っていくためには、業務の自動化及び効率化だけではなく、増え続ける市の業務量についても根本から見直す必要があります。これまでの「公的なサービスは全て行政が担う」という認識を改め、市民、市民団体、民間企業、大学・専門学校等に、これまで以上に公的サービスの一翼を担っていただくことも検討していくべきであり、これらの多様な主体との連携・協働により市民福祉の増進を図る仕組みの構築に取り組む必要があります。



※1 Artificial Intelligence(人工知能)の略で、コンピューターが自ら学習し、人間の知能及び行動を再現する技術のこと。

※2 Robotic Process Automationの略で、パソコンで行われる事務作業を自動化できる技術のこと。

※3 複数のシステム及びサービスを連携・統合することで、業務の効率化、コスト削減、システムの運用管理の効率化などを実現するためのもの。

### 3 重要な視点と基本理念

#### 重要な視点



仕組み・情報の視点



人・組織の視点



モノ・カネの視点

#### 基本理念

##### 効果的かつ効率的にサービスを提供できる仕組みの構築

確実にやってくる経営資源の減少に備え、限られた職員でも適切な市民サービスを提供できるスマート自治体への転換が急務となる。新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、デジタル技術を活用した市民サービスの必要性を再認識させるとともに、迅速な導入の重要性を知らしめた。

##### 人材育成と組織の見直し

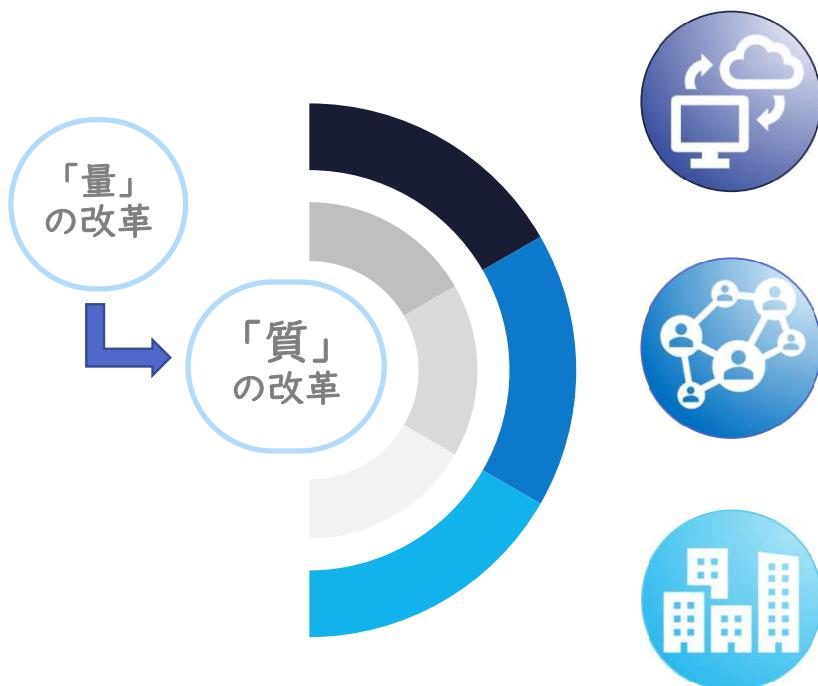
今後、職員数の確保が難しくなることが見込まれる中、市だけで今ある市民サービスの全てを提供し続けることは困難となることを想定し、多様な主体との協働を念頭に、職員のコミュニケーション能力及びマネジメント能力の育成が重要となる。あわせて、市の組織は、市民に分かりやすく、効率的に業務を行えるようにし、社会の変化に対応した市民サービスを提供するため、組織改正を検討する必要がある。

##### 持続可能な財政基盤の構築と資産の適正化

今後、確実な税収の減が見込まれる中、引き続き無駄な歳出を削減し、歳入強化に努めることは、持続可能な財政基盤の構築の基本である。同時に、人口減少、年齢構成の変化等を踏まえ、多額な維持・更新費用を要する公共施設等の適正配置を検討することが極めて重要となる。

## 4 三つの重点取組

目指す将来像(Vision)の実現のための重要な視点から導かれた基本理念(Value)を踏まえ、これを確実に実現するための具体的な手段として設定しているのが、重点取組(Key Initiative)です。従来の整理・削減に重点を置いた「量」の改革から、「ニューノーマル時代の質の改革」へと重点を移し、また、重点取組を三つに絞ることで、誰にも分かりやすく、集中して取り組むことができるようになります。



### 自治体DXの推進

書類申請や対面サービス等をデジタル技術を活用して見直し、市民の利便性向上とともに業務の在り方自体を見直す。



### 公民連携・アウトソーシングの推進

「民間にできることは民間に」を基本に、業務の委託化及び民営化並びに公民連携及び市民協働による公的サービスの維持向上を図る。



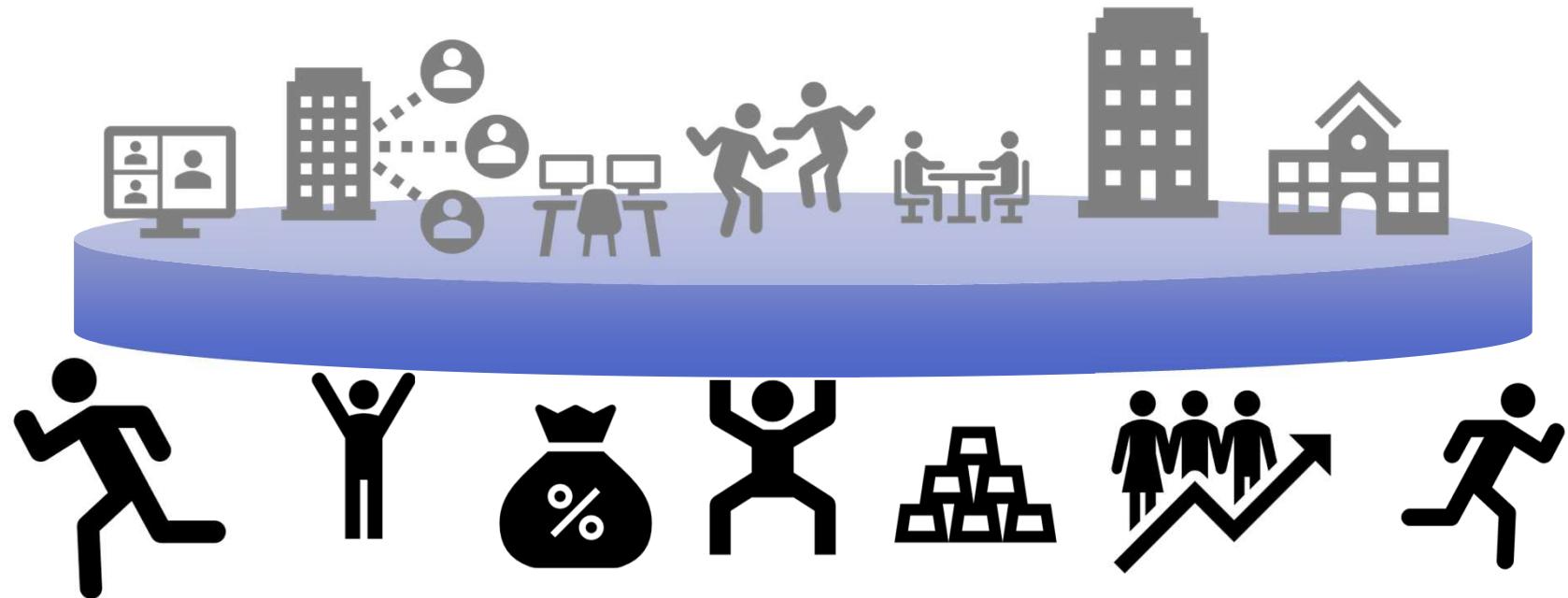
### 公共施設マネジメントの推進

人口減少・少子高齢化社会の進行を踏まえて、将来世代へ負担及び需要を見極め、維持管理に多額の費用と人材を要する公共施設について、集約化、複合化、用途変更、長寿命化等による総量抑制に取り組む。



## 5 重点取組を支える土台

柱として据えた三つの重点取組（Key Initiative）を強力に推進するため、自治体における経営資源、すなわちヒト【人材（職員）】、カネ【予算】、モノ【資産（公共施設等）】、情報を各取組の推進のために戦略的に重点配分することで、より高い実現性を目指します。これらの経営資源をより効果的に活用するため、本市が従来、行財政改革の基本と位置付けてきた人材育成、歳入の確保、無駄な歳出の削減、職員数の適正化等の不变的な取組に、組織改正、フロントヤード改革、財政規律の遵守等を加え、柱を支える土台（Foundation）の強化に取り組みます。



# 第3章 重点取組と組織力を強化する土台

| 三つの重点取組(柱)の推進

2 組織力を強化する土台

## | 三つの重点取組(柱)の推進

第2章で示した行革2030の三つの重点取組については、それぞれ行革2025からの継承となります。この間の取組によって見えてきた課題を踏まえて、より発展させた形で推進していきます。



## (I) 自治体DXの推進

自治体DXとは、業務及びサービスのデジタル化を通じて、業務そのものを見直すことです。この場合、単にデジタル技術等の導入により必然的に見直されるものだけではなく、デジタル化を進めるに当たってより積極的に業務を見直すことを含みます。本市では、行革2025策定以来、本格的に自治体DXの推進に取り組み、国が定めるオンライン化優先手続の実施、デジタル技術が活用できる職場環境の整備等を進めてきました。一方で、この間に確認できた自治体DX推進の主な課題は、①職員が十分に業務見直しの必要性を実感できていない、②デジタル技術を活用した業務の見直しをどのように検討すればよいのか分からない、③そもそも検討する時間的・精神的余裕がない、などでした。そこで、行革2030における自治体DXの推進フェーズ2では、主に次の三つに焦点を絞って対策を講じます。

### ① 職員が十分に業務見直しの必要性を実感できていない

厳しい財政状況が続く中、本市の職員体制は、決して余裕を持たせたものではないことから、特に少人数職場において予定外の退職があったり、長期病休者又は産休・育休者が発生したりすると、即座に業務が回らなくなることがあります。しかし、大抵の職場では、残された職員と、代替として投入される会計年度任用職員の頑張り等により、その状況を何とか乗り越えてしまうことが多いことから、デジタル技術・サービスの利活用を前提とした業務の見直しは、差し迫った緊急の課題と捉えていない職員がいまだに多いように感じます。

しかし、10年後、15年後、職員の確保が難しくなり、人手に頼った行政運営が困難に直面する可能性があることを全ての職員が理解して、まだ職員が確保できている今のうちに、業務自体の見直しを行わなければならないということを、デジタル人材の育成を通じて改めて浸透させる必要があります。



### ② どのように見直しを検討すればよいか分からない



各課が所掌する業務の中身を一番理解しているのはその担当者です。このため、まずは業務担当者が主体的に取り組まなければ進むことはありません。DXを通じた業務の見直し事例は既に全国の自治体にあり、その事例は簡単に探すことができます。また、推進リーダーとして自治体DX推進担当もいるので、抱えている課題及び見直したい業務について相談すれば、様々な提案を受けることもできます。職員はどうすればよいのか分からないと思考を止めるのではなく、まずは効率が悪いと感じる業務、手間がかかっている業務、ミスが発生しやすい業務等について、デジタル技術を活用して見直しができないか、担当自らが動き出すことが重要です。本市には事務事業評価※1という業務の見直しツール及び改善改革にチャレンジした取組を報告し、評価を勝ち取る改善改革運動※2もあるので、これらを活用して「自分の仕事は自分がやりやすいように変える」という意識を全職員が持つことが重要です。

※1※2 行財政改革の実効性を高め、職員が主体性をもって行財政改革に取り組むことができるよう本市が独自に構築した制度。第4章4①、②を参照

### ③ そもそも検討する時間的・精神的余裕がない。

各職場からは、通常業務で手一杯で、業務の見直しを検討する余裕がないという声も聞こえます。しかし、本来は、手一杯であるからこそ見直しが必要なのであり、見直しを行わず職員の増員を要望し、業務に余裕を持たせることは、何の解決にもつながりません。逆に、具体的にこの業務を、このように見直すために、一時的に職員の増員がどうしても必要と訴えるのであれば、職員を増員する理由は理解でき、解決につながります。職場に余裕がないことを、見直しを検討しない言い訳にするのではなく、余裕がないからこそ見直しを検討し、それを実行するための手立てを講じるという意識の改革が必要となります。



### 「DXの推進」とデジタル人材について

職員のデジタルツールの充実が進んだ中にあって、自治体DXを推進するための最大の課題は職員の意識です。この間も、職員の意識改革を図る研修等を実施してきましたが、まだまだ浸透しきったとは言えない状況にあります。このため、デジタル技術の利活用が、様々な課題の解決、市民サービスや業務効率向上につながるものであるということを、職員一人ひとりに理解させることを含めた、デジタル人材の育成が急務であると考えています。

総務省が策定した「人材育成・確保基本方針策定指針」<sup>※1</sup>では、デジタル社会の進展に伴い、行政の効率化及び生産性向上が求められ、特にDXへの対応を急務とし、専門的なデジタルスキルを持つ人材の育成が不可欠とされています。デジタル人材には、必要なデジタル技術やツールの理解、データの分析能力、デジタルツールを活用した問題解決スキル、そしてテクノロジーを駆使したコミュニケーション能力を体系的に習得できるようにすることが求められており、これにより、行政サービスの質を向上させ、市民のニーズに迅速かつ的確に応えることが可能となります。

そこで、第1副市長(CIO<sup>※2</sup>)のリーダーシップの下、いつまでに、何を行うなど、期限を定めて業務の見直し報告を求めるなどの検討を行います。

※1 地方公共団体における人材の育成に関して「ポスト・コロナ期の地方公務員のあり方に関する研究会」の報告書等を踏まえて、総務省が令和5年12月に策定

※2 Chief Information Officer(最高情報統括責任者)の略。市の情報化施策の考案及びその実現に関する事項を統括するため、第1副市長が担任している。

## (2) 公民連携・アウトソーシングの推進

これまでの行財政改革では、財政運営を立て直すために、特に正規職員の数を削減することを目的としたアウトソーシング※が推進され、正規職員の削減数に応じた財政効果を得てきました。しかし、同時に正規職員を削減し会計年度任用職員に置き換える、いわゆる「会計年度化」を進め、委託化対象業務に会計年度任用職員が就くようになったことから、委託化しても「会計年度化」前と比較すると、コスト面での効果は見込めなくなっていました。このため、アウトソーシングの目的は職員数の削減及び財政効果の追求から、職員の縮減に備え、公的サービスを市の職員以外で適切に行うためのものへと変わってきました。

一方で、アウトソーシングに係る委託料については、物価及び人件費の高騰等により上昇傾向にあります。また、民間企業においても人材の確保が難しくなっていくことから、自治体間で競争が高まり、委託料が更に高騰したり、最悪の場合、契約が締結できなくなることも想定されてきています。

このため、限られた職員で公的サービスを維持するためには、「民間に任せることは民間に」を基本としつつも、単に委託化を進め、継続するのではなく、①「民間に任せることは民間に」はアウトソーシングだけではなく、民営化、公民連携・市民協働事業への転換などを含めて検討する、②新たにアウトソーシングを進める際には、直営時の業務形態そのままで委託するのではなく、業務を見直し、効率化等を進めてから委託する、③委託化済みの事業も更新の際には業務の見直しを行い、仕様を変更することで価格の上昇を抑えたり、廃止すること等も検討するなどの対応が必要となります。

※ 業務の一部を外部に委託すること。外部委託



## ① 「民間に任せることは民間に」の前進

本市の行財政改革では、「民間に任せる」について、直営業務を民間事業者へ委託することを第一に進めてきました。しかし、それは人件費を委託費に代えることであり、財政効果分の削減はあったとしても、根本的に市の負担が無くなるものではありません。この場合、「市の負担が無くなる」の意味は、市の職員を樂にするという意味ではなく、市民の貴重な税金を最も効率的に使うために、負担(歳出)を減らすという意味であり、これから経営資源の縮減が見込まれている中にあっては、「民間に任せること」の考え方を一步前進させることが重要となります。それは、公的サービスの民営化であり、又は公民連携、市民協働など、行政以外の主体による公的サービスの継続であり、これを進めることで、限られた税収と人員は行政が自ら担うべき業務に充てることができるようにになります。

市民協働の観点では、市内で公共的な活動を行っている市民・団体等を地域の貴重な資源と捉え、市の経営資源を投下する分野と役割を分担し、多様な主体による市民の福祉の増進へつなげていく必要があります。そのためには、開設準備を進めている(仮称)市民協働支援センターを拠点として、協働の担い手等の人材発掘、養成等を強化していくことも重要となります。また、公的サービスの実施方法として、近隣自治体との共同事務処理及び民間事業者、大学等との各種連携のほか、包括委託※1、コンセッション方式※2など、これまで取り入れてこなかった新たな手法についても積極的に検討していきます。

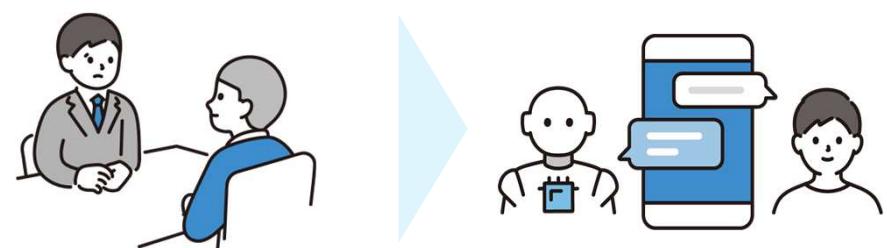
## ② 業務を見直してから委託化を進める



本市では、長年委託化を検討してきたものの、課題等の解決が難しく、委託化が進まない業務がいくつかあります。これらのうち引き続き委託化を検討する必要があるものについては、単に市で行っている業務をそのまま委託するのではなく、始めに業務プロセスの見直し(BPR: Business Process Re-engineering)を行い、不要業務や重複業務の削減など業務プロセスの最適化を図った上で委託化する必要があります。さもなければ、職員の会計年度化が進んでいる現状において、財政効果を得ることは難しく、委託化は単に財政負担の増につながるものとなってしまう可能性もあります。

## ③ 既存の委託化事業の見直し

これまでも、既存の委託化事業を契約更新する際には、仕様を見直すなどして委託料を前年同額以下とすることが予算編成方針で求められてきました。しかし、業務そのものの見直しまで行われる例は少なく、その結果、物価高騰等により委託料が上昇する傾向にありました。なお、前提として、人件費及び物価が高騰する中で、委託料を無為に据え置くことも、行政として適正であるとは言えません。またこれからは、民間事業者も人材難となっていくことから、より簡素で効率的な業務へ見直さなければ、そもそも委託を請け負ってもらうことができなくなる可能性もあります。このため、デジタル技術の活用等による業務の見直しを積極的に行って仕様を更新するなど、委託の在り方について検討する必要があります。



※1 複数の業務、施設の維持管理などを一括して民間事業者に委託する方式。スケールメリット及び民間のノウハウを活用して、サービス向上及びコストの削減を図る。

※2 公共施設の所有権は自治体が保有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する事業方式。事業者は、自ら創意工夫しながら運営し、利用料金を徴収することで収益を得る仕組み

### (3) 公共施設マネジメントの推進

「公共施設マネジメント」とは、自治体が保有している全ての公共施設を、行政運営の視点から経営資源として捉え、多様化・高度化する市民ニーズの変化を的確に把握し、市民サービスの維持向上に努めるとともに持続可能な財政基盤の確立につなげるため、総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組みを指します。

本市では、来るべき公共施設等の大量更新に備えるとともに、公民連携、様々な運営の工夫などを行うことで、公共施設等をより良いまちづくりのために積極的に活用する指針づくりを進めてきました。平成23年度には公共施設等の課題の「見える化」、「共有化」を図るため、「小金井市施設白書」を作成し、施設ごとの利用状況、運営コストの実態等の整理を行いました。

また、これからの中長期的な公共施設の在り方を考える場合、単なる更新計画、保全計画ではなく、マネジメントの視点を持って施設の全体最適を図る必要があるため、平成25年度には「公共施設マネジメントの構築に向けて」を策定し、次のとおり公共施設マネジメントの基本的な考え方を整理しています。

総量の抑制 これからの公共施設は、「全体の総量を抑制していくこと」を基本とします。

PPP※の活用 これからの公共施設は、「民間活力の活用を検討すること」を基本とします。

保有資産の有効活用 これからの公共施設は、「資産として有効活用すること」を基本とします。



※ Public Private Partnership の略。公民が連携して公共サービスの提供を行う手法

以前は、いずれの取組も公共施設だけを対象としていましたが、道路、橋りょう、下水道等のインフラも含めた公共施設等総合管理計画の策定を行い、市の最上位計画である小金井市基本構想・基本計画及び中期財政計画と連動させながら、本市における公共施設等の最適な配置を目指してきました。更に、公共施設等総合管理計画において示した方針に基づく各公共施設等の具体計画として、令和2年度までに学校施設、公共施設、社会教育関係施設、市営住宅、橋りょう等について個別施設計画を策定しました。これらの計画に基づき適切な維持管理を行うことで、公共施設等をより長く有効活用していくことを目指しています。更には、令和6年度からは公共施設の再編に向けて、公共施設在り方・再編方針の策定に向けて、検討を進めています。

そこで行革2030では、これらを踏まえて公共施設の再編や資産の活用を慎重に検討し、以下の取組を推進することで、財政負担の軽減と市民サービスの維持・向上の両立を図り、持続可能な行財政運営の実現を目指します。

### ① 公共施設の統合・再配置の検討

これまでの施設整備では個別最適の視点が重視されてきましたが、今後は行政全体の持続可能性、全体最適を考慮し、統合及び再配置を進めることができます。施設の利用状況及び機能の重複を分析し、必要なサービスを維持しながら効率的な配置を進めます。

### ② 資産の有効活用による運営

単なる施設の削減ではなく、資産の活用方法を再検討し、市民サービスの維持及び運営の効率化を図ることを重視します。未利用施設及び遊休資産については、行政内外の連携を強化し、地域の実情に応じた形で有効活用を進めます。

### ③ 持続可能な施設運営のための戦略的取組

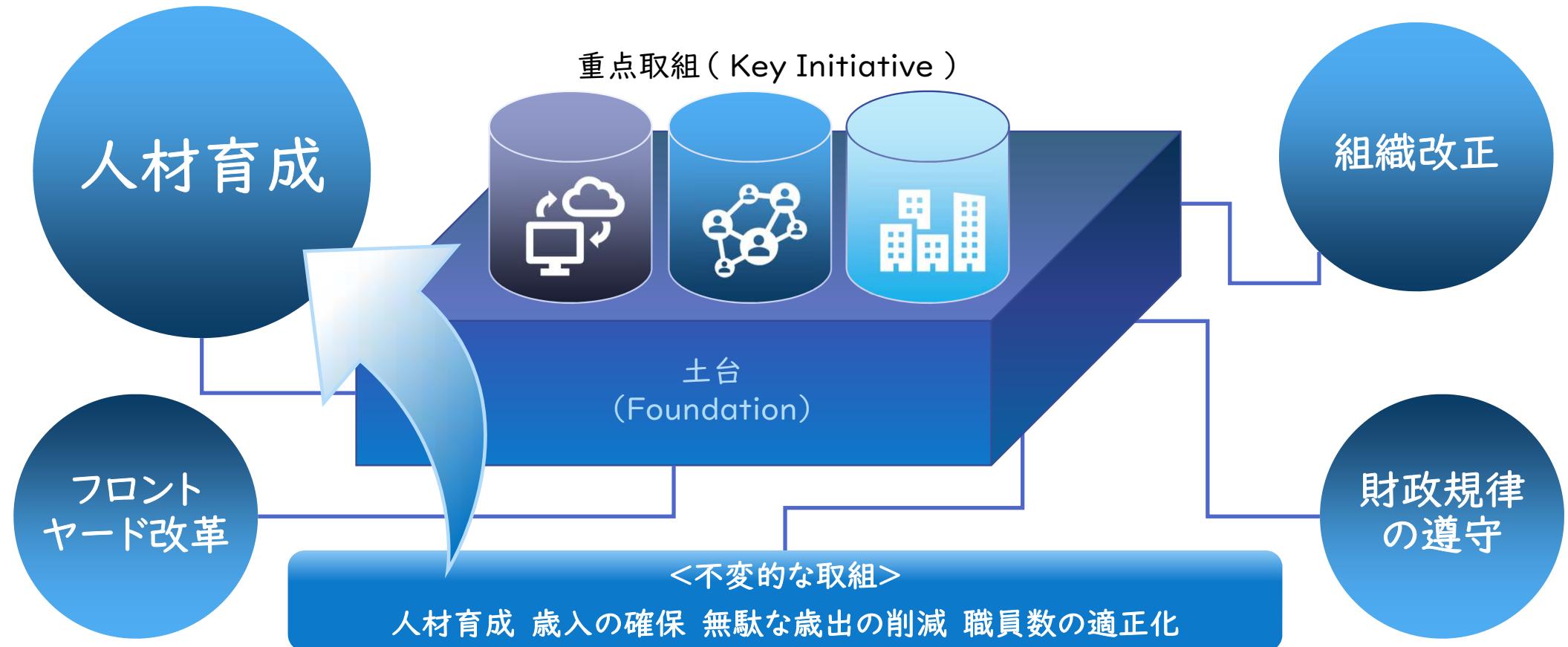
財政負担の軽減と施設の長期的な維持を両立するため、施設運営の最適化を図ることが必要です。老朽化対策として予防保全の強化及び省エネルギー化を進めるとともに、施設の適正配置を図ることで運営コストの最適化を目指します。

また、維持管理体制についても、公共施設関連の担当を可能な範囲において一元化するなど、市が保有する資源をより効率的に運用し、持続可能な施設運営を目指します。



## 2 組織力を強化する土台

行革2025では、重点取組（Key Initiative）に挙げた三つの柱に経営資源を集中し、強力に推進することとしてきましたが、行革2030においては、これまで常に本市の行財政改革の基本として不变的な取組と位置付けてきた重点取組を支える土台（Foundation）について、もう一步踏み込んで、特に人材育成の取組を強化するとともに、組織改正、フロントヤード改革、財政規律の遵守を加えて推進していきます。



## (I) 人材育成

目指す将来像である「スマート自治体への転換」と「多様な主体による市民の福祉の増進」を推進するためには、三つの重点取組を強力に推進することが不可欠であり、実際に推進するヒト【人材（職員）】の質の向上が重要となってきます。本市では、これまでも行財政改革の原動力は人材（職員）であるとし、人材育成を何より大切で不変的な取組として、行財政改革の基本と定めてきました。

また、総務省が策定した「人材育成・確保基本方針策定指針」によれば、地方自治体は人材育成のみならず、人材確保及び職場環境の整備を戦略的に進めることができます。特に、職員一人ひとりがやりがいを感じ、成長実感を得られる職場環境作りが強調されています。

本市では、この間も「第3次小金井市人材育成基本方針」の中で、職員一人ひとりが市民感覚・市民協働、経営志向、チャレンジ精神、チームワークを育みながら、日々の職務を遂行し、その職務において自己実現を図るとともに、自分磨きに努められることを人材育成の方向性として定め、そのための職場環境づくりを推進してきました。

今後は、将来を見据え、広い視野を持ち積極的に新しい提案を行う人材を育成することを一層推進するとともに、職員のエンゲージメント※1を高めることで、組織力の強化と人材の定着を図ります。更に、外部からも選ばれる魅力ある組織作りにより、人材の確保を目指します。

生産年齢人口の減少により、民間との間だけではなく自治体間でも競争が生まれ、適切な職員の確保は年々難しくなっていくことが予想されている中にあって、今後、職員一人ひとりの質を向上していくことが必要であり、行革2030では、人材育成を、重点取組の推進のため土台の中で特に重要な取組として位置付け、積極的に推進していきます。

また、この間、社会情勢の変化への対応のため、本市でも段階的な定年延長とそれに合わせた役職定年制度※2が開始されました。行革2030の計画期間は、制度の移行期となります。組織の新陳代謝を促進しつつ、経験豊かな職員の知識や技能を継承ながら、人材育成と持続可能な組織体制の構築にいかしていくことが求められます。

※1 「婚約」「誓約」「約束」「契約」などの意味を持つ英単語で、今日では、組織に対する愛着及び貢献の意識といった意味合いで使われる。

※2 令和5年度から令和13年度まで段階的に定年退職年齢を引き上げ、同時に60歳で役職定年とする制度改正を実施。60歳時点で管理職であった職員は原則係長職として配置される。

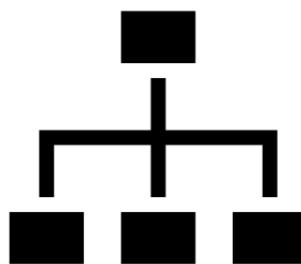


## (2) 組織改正

市の経営資源が今後ますます制約を受ける中にあって、市民の福祉の増進において、最少の経費で最大の効果を挙げるためには、市の組織を効率的なものへと最適化する必要があります。また、市の組織は、市民に分かりやすいことが基本となるため、社会の変化等に応じ、隨時見直していく必要があります。一方で、組織改正には大きな労力と多額の費用を要することから、慎重かつ計画的に検討する必要があります。

本市では、全庁的な組織改正を平成19年度に行いましたが、それ以降は軽微な改正のみとしており、それは第2庁舎のフロア面積の制限等、物理的な制約が大きかったことによります。しかし、現在進められている新庁舎等建設設計画では、ユニバーサルレイアウト※の執務室など全庁的な組織改正を行いやすい環境の整備を見込んでいます。このため、新庁舎等への移転を見据え、これまで進められなかった全庁的な組織改正を検討します。

なお、新庁舎等への移転時は、現状のままの組織であったとしても一定の混乱が想定されるため、組織改正を移転と同時にを行うことについては影響を十分に検証する必要があります。そして、検証の結果、組織改正は移転後少し落ち着いてから実行する方が適当と判断された場合には、移転前に行うべき組織改正、移転後に行うべき組織改正など、段階を分けるということについても検討する必要があると考えます。



※ 役職や部署に関わらず、執務室内のデスクを横一列に均一に配置するレイアウトのこと。組織変更への柔軟な対応やスペースの効率化などの利点がある。

### (3) フロントヤード改革



現在の市役所は、管理部門を除くほとんどの部署に窓口が設置されており、この窓口に市民、事業者等が来庁して様々な手続及び相談を行うという業務形態となっています。このため、このようなフロントヤード業務に複数の職員を配置し、又は業務委託するなど、相当な人員とコストを投入しています。その一方で、窓口で受け付けた業務の処理その他の事務など、バックヤード業務にも人員が必要となるため、職員が限られている中にあって、フロントヤード業務とバックヤード業務を同じ職員が掛け持ちしている職場が増えています。このような中、今後、更に職員の縮減が起きると、多くの職場がいわゆる「ワンオペ※1状態」となり、職員の負担が過度となるばかりでなく、待ち時間が増えるなど市民に迷惑をかけてしまうようになることが予想されます。このため、これまでのように各窓口で手続等を行うという従来の運営形態を根本から見直し、デジタル技術及び民間のノウハウを活用して市民サービスを向上しつつ、業務の効率化を図ることが求められています。

我が国では、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の影響により、非対面、非接触による手続等は一般的なものとなりました。本市においても、マイナンバーカードの普及促進により住民票等各種証明書等の発行について、コンビニ交付サービスを利用する方が急激に増えており、窓口への来庁者数は人口が微増する中にあっても年々減少しています。このようなことを踏まえ、市の窓口手続はその大半をオンライン等で完結でき、市民等が窓口へ行かなくても済む「行かない窓口※2」を実現することが求められます。「行かない窓口」・「フロントヤード改革」の実現は、市民の利便性が向上するだけではなく、窓口業務に必要な職員数を削減でき、委託料も圧縮できることから、これから人口減少社会を迎えるに当たり積極的に取り組むべき、改革の基本となるものです。また、全国的な事例として、窓口開庁時間の短縮に取り組む自治体もあり、効率的運営及び働き方改革の視点で研究を進めるべき取組の一つであると考えます。

※1 「ワンオペレーション」の略で、本来複数人で対応すべき業務を一人で対応する状態

※2 スマートフォン又はパソコンからオンライン申請することで、証明書の発行、各種申込等、市役所の窓口に行かずに手続を完結できるサービス又はその取組のこと。

## (4) 財政規律の遵守

令和6年12月の小金井市議会定例会時点において、新庁舎等の建設費用は約130.1億円、そのうち地方債による借入は約96.6億円を計画しています。この結果、ピーク時には10年以上にわたって年間6億円を超える地方債の償還が必要となり、財政運営に与える影響は非常に大きなものとなります。また、老朽化した公共施設の更新、武蔵小金井駅北口再開発事業等を順次行う必要があり、選択と集中による規律ある財政運営が求められています。

本市では、これまでも財政規律の遵守に努めてきましたが、目指すべき具体的な指標及びその重要性を職員一人ひとりがより深く認識し、行動するための指針として、令和6年3月に「小金井市財政規律ガイドライン」を策定し、基金と地方債残高に指標を設定するなど、改めて健全な財政運営に努めることとしており、歳出の見直し、新たな歳入を確保等、行財政改革の基本について、もう一歩踏み込んで取り組んでいきます。



### 小金井市財政規律ガイドラインについて

社会情勢が急速かつ劇的に変化する時代にあって、本市が将来にわたり持続可能な自治体であり続けるためには、規律ある財政運営を行い、財政の健全性を確保する必要があります。このため本市では、健全な財政運営に関する基本事項を定め、財政計画及び予算編成において指針とすべき「小金井市財政規律ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を令和6年3月に策定しました。

ガイドラインでは、規律ある財政運営の基本として、補正予算による対応を最小限に留めるなど計画的な予算編成・予算執行を行うこと及び本市の財政運営上の課題を改めて確認し、将来の財政の健全性を確保するために、基金残高及び地方債残高に一定の指標を設けています。また、経常収支比率、人件費比率などの決算に係る財政指標についても注視し、財政運営の健全性を確認することなどを明示しています。

ガイドラインは、あくまで規律ある財政運営を行うために目指すべき指標等を示したものであり、財政規律自体は、職員一人ひとりがその重要性を認識し、行動することで実現されるものであることから、ガイドラインを一つのツールとして活用し、更なる組織力の強化を図っていきます。

# 第4章 重点取組のプロセスと進行管理

1 重点取組のプロセス

2 進行管理

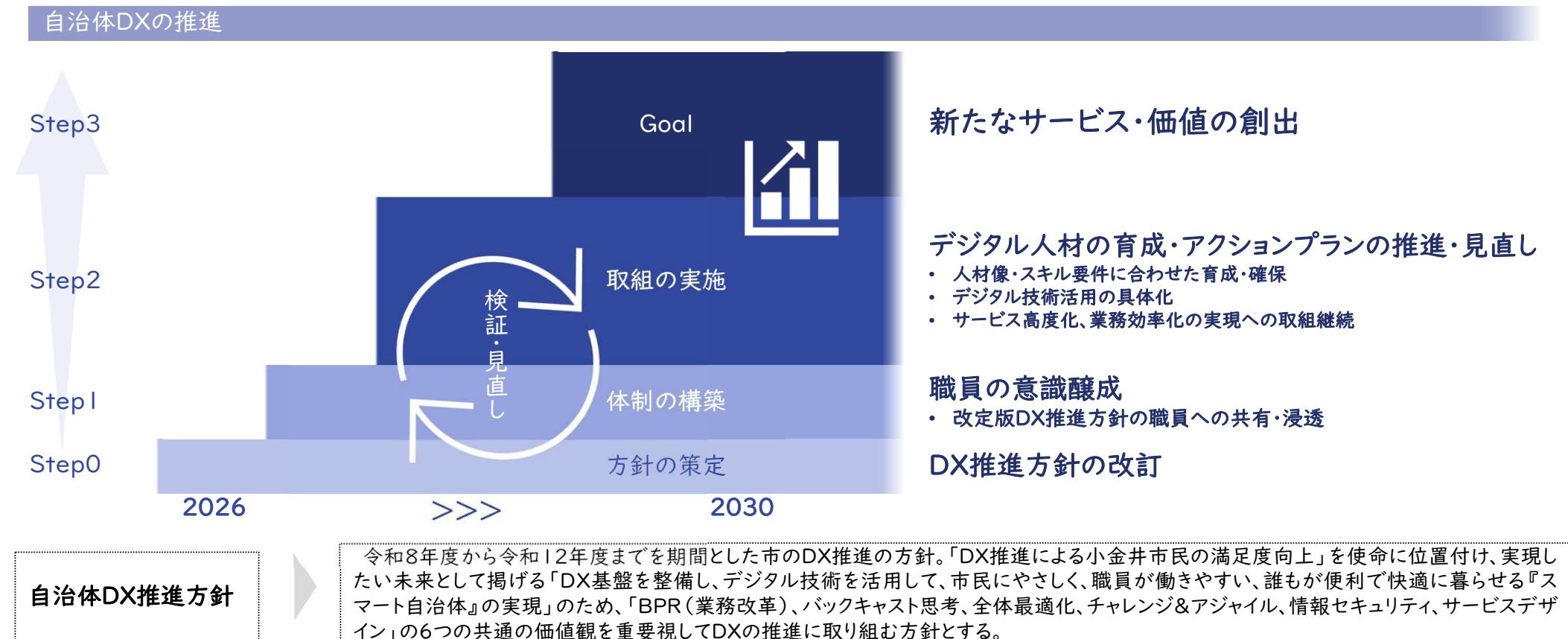
3 評価の考え方

4 その他の推進の仕組み

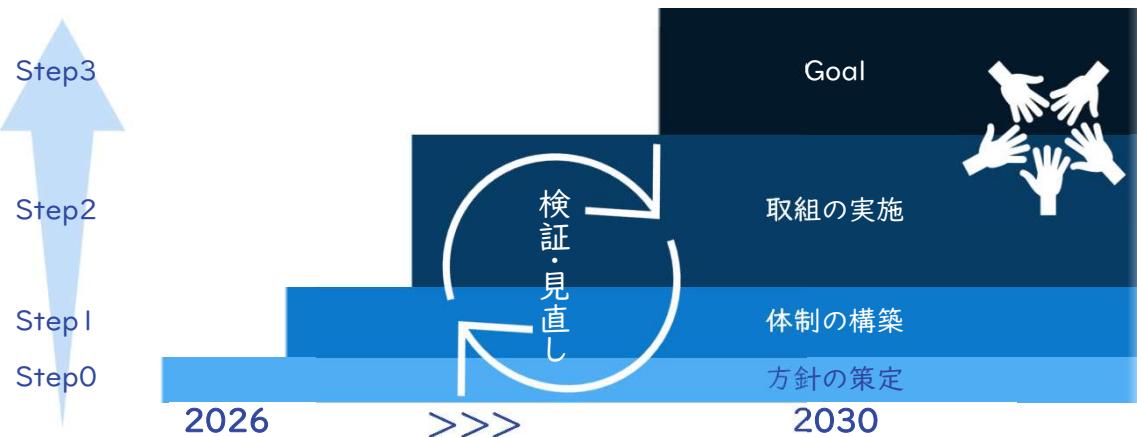
## I 重点取組のプロセス

行革2030では、「スマート自治体への転換」と「多様な主体による市民の福祉の増進」を目指して、「自治体DXの推進」、「公民連携・アウトソーシングの推進」、「公共施設マネジメントの推進」の3本の柱を中心に取組を進めていますが、それぞれの重点取組において個別にその方針を策定し、推進体制を整備の上、必要かつ実現可能な取組を設定し、一つ一つ実行していくことで、目指すべき将来像の実現につなげ、また、新たな課題及び時代の変化に柔軟に対応するため、更新を図っていきます。

### (I) プロセス



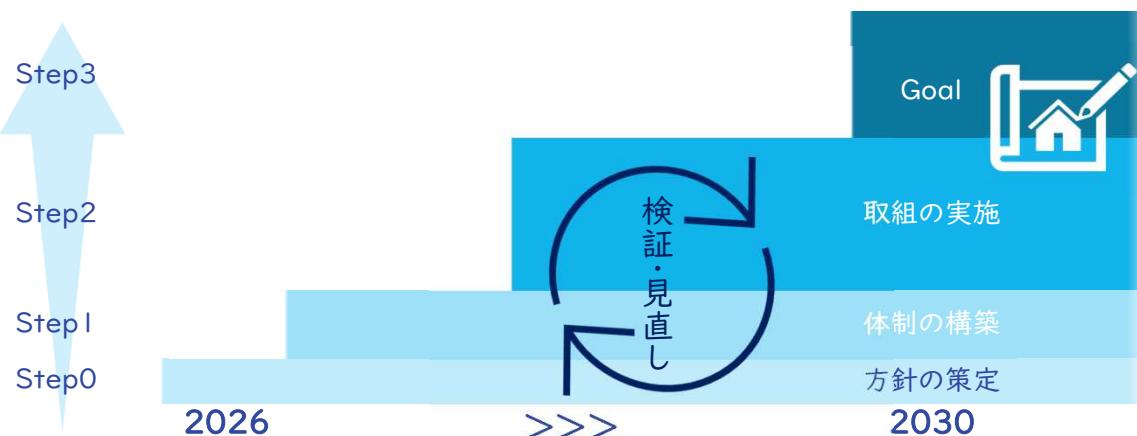
## 公民連携・アウトソーシングの推進



公民連携・アウトソーシング基本方針

平成29年4月に策定した「小金井市行財政改革プラン2020」に基づき、民間の強みをいかして、市民サービスの維持・向上を図りつつ、コストの最適化を進め、職員がその果たすべき役割に集中していくことを目的に、平成30年3月に策定。この方針では財政効果を生むことが 直営業務をアウトソーシングする大前提としていた。行革2030を受けた改訂においては、人口減少社会の進展を踏まえ、持続可能な行政サービスを実現する観点から対象業務及び公民の関係の在り方の見直しを行う。

## 公共施設マネジメントの推進



公共施設の在り方・再編方針

各種個別施設計画に記載した今後の市の公共施設等の計画的な維持・更新の内容等を反映して令和4年3月に改定した「小金井市公共施設等総合管理計画」に基づき、限られた経営資源を踏まえた公共施設の再編に向けた考え方等を整理することで、公共施設の再編等による市民サービスの向上及び持続可能な行政サービスの実現を図るため、市民及び職員のワークショップ等を通じて策定する。

## 民間活力の活用

## 市民協働の推進

### BPR(業務見直し)の徹底・アウトソーシングの推進

- ・ 庁舎移転・組織改正に伴う業務プロセスの見直し
- ・ 新庁舎等、新組織におけるフロントヤード改革の実現
- ・ 市民協働支援センターによる協働の担い手の発掘、支援

### 推進体制の再構築

- ・ 協働担当を加えた新たな推進体制の構築

### 公民連携アウトソーシング基本方針の改訂

## 持続可能な施設運営の実現

### 公共施設の機能の整理・再編等の推進

- ・ 施設ごとに在り方の検討・集約・複合化の検討
- ・ 公共施設等総合管理計画等の改定

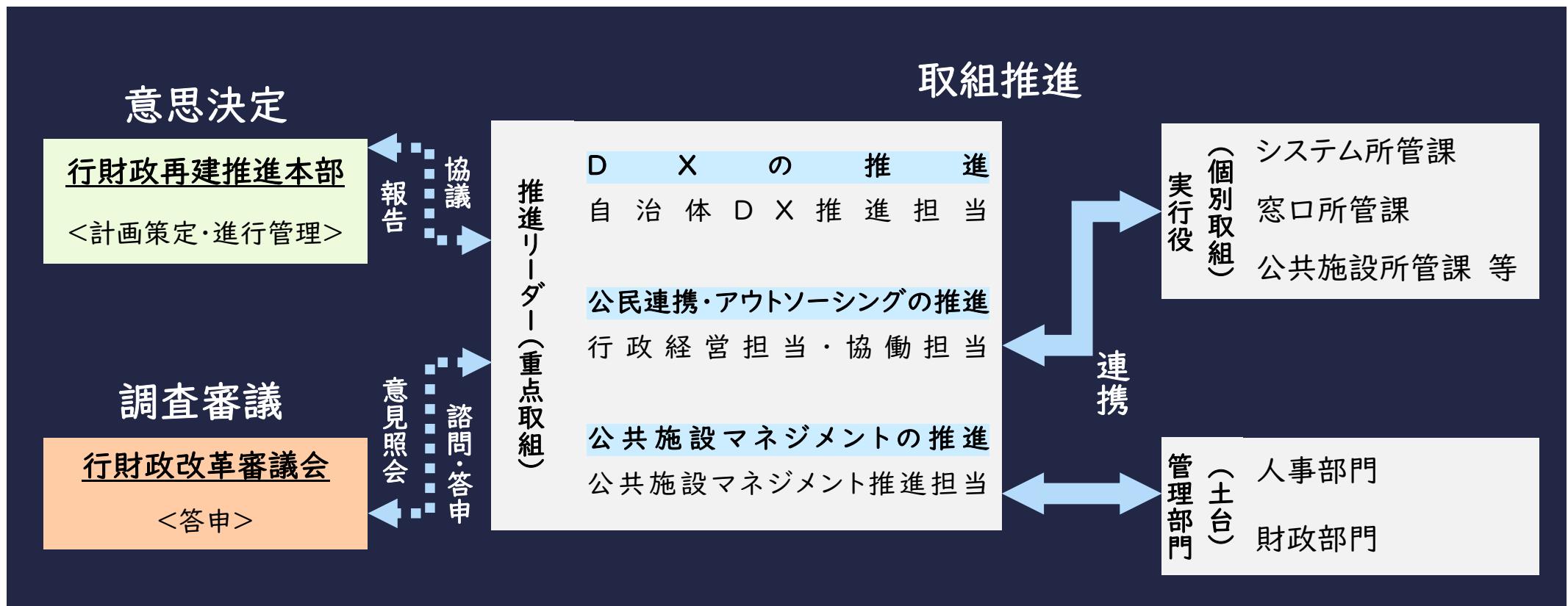
### 推進体制の構築

- ・ 公共施設マネジメント担当と施設所管課の連絡体制の構築

### 公共施設在り方・再編方針の策定

## (2) 推進体制

行革2030を確実に推進するために、重点取組ごとにリーダー役となる推進担当を置き、実行役である関係部署及び土台となる管理部門とコミュニケーションを図りながら、共感をもって組織で取り組みます。また、リーダー役も実行役も積極的に学習とともに、必要に応じて専門的な外部人材を導入するなど、柔軟に推進体制を検討します。



## 2 進行管理

行革2025では、「定量的な目標を積み上げて年単位で管理し、見直し結果を後年度に反映する」といった、時間のかかる従来型の行財政改革手法を改め、アジャイル経営※の手法を取り入れることにより、「四半期ごとに重点取組の推進リーダーが具体的な取組実績及び取組予定を行財政再建推進本部に報告し、定性的な評価をすることで、これを確実に実行・管理していく」というプロセスを実践し、庁内での課題共有、業務改善及び意思決定の迅速化といった一定の効果を得てきました。

行革2030でも、引き続き「質の改革」に取り組むことから、行革2025の運用を継承し、新たな推進体制の下で取組の見直しを迅速に施策へ反映する仕組みを進めることで、質の改革を一層深化させ、社会変化に柔軟に対応できる行財政運営を目指します。なお、重点取組を実現する具体的な取組については、巻末の個別取組及び各種事業計画の中で年次計画等により適正に進捗を管理していきます。

## 3 評価の考え方

三つの重点取組は、「質の改革」であることから、計画全体の目標は定性的に評価しますが、厳しい財政状況が続く中、以前の本市の行財政改革において最も重要視してきた財政指標等への注視も引き続き必要です。

このため、行革2030とは別に、「財政規律ガイドライン」、「定員管理計画」などにより、経常収支比率及び職員数について、管理・確認を行っていきます。

なお、行革2030の質の改革は、定量的な成果を目的としたものではありませんが、柱とした三つの重点取組の個別取組には、即効性はないものの、中長期的には、業務の見直しを進め、人口減少の進展により職員数が制限されてもサービスを維持できる体制を整えるという意味では、量的な効果を發揮するものと考えています。



※ 小さい単位で改革を進め、現状分析を迅速に行いながら改善を繰り返し、効果を検証することで、柔軟に政策を見直し、改善につなげる、スピード感に優れた経営手法

## 4 その他の推進の仕組み

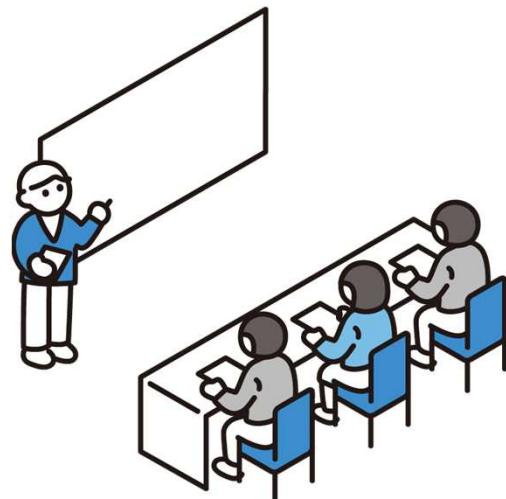
行財政改革の実効性を高め、職員が主体性をもって取り組むことができるようとする本市独自の取組として、事務事業評価による改善提案制度及び改善改革運動(CoCoからチャレンジ・こがねい)を実施しており、このような仕組みを通じて、行財政改革の意識醸成にも引き続き取り組んでいきます。

### ① 事務事業評価

基本構想の施策の達成に関わる事業の自己点検を行う制度で、評価シートの作成を通じて事業の目的及び実現のための手段を再確認した上で、予算額、成果指標の推移等を分析・評価し、課題解決のための改善提案及び今後の方向性を考える仕組みです。

評価対象として施策ごとにあらかじめ設定したものの他に、改善が必要な事業を独自に選定して提案できることや、特に優れた提案は「奨励事業」に選定され、予算措置などに際して市長、部長職者など市の幹部職員から後押しを受けられる仕組みを設けていることが特徴になっています。

令和4年度から開始し、費用対効果の低下している事業の縮小※1、サービス向上及び業務効率化を実現する仕組みの利用促進キャンペーン※2といった、これまでにない工夫を凝らした提案が、本制度を介して提案され、実現に至っています。



### ② 改善改革運動(CoCoからチャレンジ・こがねい)

改善改革運動は、職員一人ひとりが日々の業務を見直し、「今、ここからできること」にチャレンジすることで、業務改善を自分事として捉え、主体的に取り組む風土を醸成するとともに、それを広く共有することで市全体の業務改善につなげていくことを目指した運動です。事務事業評価が今後の事業展開についての改善提案であるのに対し、本制度は、既に自ら取り組んで効果が確認されている取組を庁内に発表して共有を図るものであることや、事業レベルではなく、身近な作業レベルの工夫、発想など、小さくても庁内で展開を図ることができる点も評価されることが特徴になっています。

また、報告や審査の方法についても見直しを行うことで、少しでも改善取組が報告されやすい環境をつくり、ノウハウを共有することで市全体への効果の波及が見込まれる取組については、庁内説明会を開催するなど、より効果が出やすいよう制度自体の改善も随時行っています。

なお、報告された改善取組は、普段あまり直接関わることが少ない市長等への発表の機会を設けており、デジタルツールを利用した資料作成能力及びプレゼン能力の向上といった人材育成の手段としても位置付けています。

※1 コンビニ交付の普及等により利用件数が減り、費用対効果が低下していた、証明書等を電話で請求し休日・夜間等に公民館等の施設で受け取ることができるサービスの縮小を提案し、実現した。 41

※2 市民の利便性を高め、かつ、市役所窓口の混雑緩和につながる、証明書等のコンビニ交付の利用促進のため、期間限定で証明書等が10円で取得できるキャンペーンを提案し、実現した。

# (巻末付録) 個別取組

1 個別取組の体系

2 個別取組一覧

3 個別取組概要

## I 個別取組の体系

行革2030では、自治体DXの推進、公民連携・アウトソーシングの推進、公共施設マネジメントの推進の三つの重点取組と、それを強化する土台として、人材育成、組織改正、フロントヤード改革、財政規律の遵守を中心にその他不变的な取組の各区分に紐づく個別取組を整理・体系化し、取り組むべきアクションを明示します。

これらの個別取組は、市が行革2030の策定時点において目指すべき将来像の実現に資すると考えるもので、実現に向けた具体的なロードマップがまだ確立しておらず、取組の手法、時期又は取組内容の是非自体の検討を行うものも含むものとし、その時々の社会経済状況及びニーズの変化を捉え、挑戦的かつ柔軟に取り組んでいきます。

重点取組 ( Key Initiative )

土台 (Foundation)



## 2 個別取組一覧

	取組項目	主担当課	重点取組				取組項目	主担当課	重点取組		
			DX	公民連携 アウトソーシング	公共施設 マネジメント				DX	公民連携 アウトソーシング	公共施設 マネジメント
1	DX推進方針の推進	自治体DX 推進担当	○			15	市立公園等指定管理者との 連携による市民協働の推進	環境政策課		○	
2	公共施設マネジメントの推進	公共施設マネ ジメント推進担当			○	16	粗大ごみ受付事務等の見直し	ごみ対策課	○		
3	組織改正	行政経営担当				17	下水道使用料の見直し	下水道課			
4	開庁時間の短縮	行政経営担当	○			18	下水道施設ストックマネジメントの デジタル化による維持管理の推進	下水道課	○		
5	情報発信力の強化	広報秘書課				19	児童館の運営体制の見直し	児童青少年課		○	
6	総合防災訓練の 運営の見直し	地域安全課		○		20	学童保育所大規模化への対応	児童青少年課		○	
7	公用車の運用の見直し	管財課				21	母子保健業務等に係る デジタル化	こども家庭 センター	○		
8	電子契約の推進	管財課	○			22	道路占用料の見直し	道路管理課			○
9	窓口フロントヤード改革 の推進	市民課		○		23	橋りょうの集約化・撤去の検討	道路管理課			○
10	はけの森美術館の運営 の見直し	コミュニティ 文化課		○	○	24	公共施設工事に係る設計・ 工事監理委託・発注補助の推進	建築營繕課	○	○	
11	集合施設等の運営方法 の見直し	コミュニティ 文化課		○	○	25	自転車駐車場の運営等の見直し	交通対策課			○
12	個人住民税課税事務における 事務の見直し	市民税課	○	○		26	伝票会計事務の適正化	財政課、管財課、 会計課	○		
13	固定資産税GISを活用した 賦課事務の効率化	資産税課	○			27	スポーツ施設の適切な歳入の確保	生涯学習課			○
14	徴収困難な市債権引継ぎ	納税課				※ 重点取組に「○」のないものは、土台の強化を図る取組					

### 3 個別取組概要

取組項目	1 DX推進方針の推進			
担当課	自治体DX推進担当	関連課	全課	
課題・目的	DXは、単なるIT化ではなく、業務プロセスや組織文化、市民との関係性そのものまさに「変革するもの」であり、外部環境の変化、技術の進歩、市民ニーズの多様化に対応し、常にアップデートしていくことが必要であり、市を取り巻く現下の状況も踏まえ、新たなDX推進方針を定め、全庁を挙げて各種DXの取組を継続する。			
取組内容	これまで取り組んできた「デジタイゼーション（情報のデジタル化）」を下地とし、「デジタライゼーション（業務におけるデジタル技術活用の具体化）」から、2030（R12）年度時点での「デジタルトランスフォーメーション（新たなサービスや価値の創出）」の実現を目指し、新たなDX推進方針を定め、全庁を挙げて各種DXの取組を継続する。			
年次計画	R8 方針の策定 アクション プランの策定 庁内への浸透	R9 推進 見直し検討	R10 推進 見直し	R11 推進 R13以降の 策定準備

取組項目	2 公共施設マネジメントの推進				
担当課	公共施設マネジメント推進担当	関連課	施設所管課		
課題・目的	少子高齢化・人口減少社会の到来を踏まえ、財政負担の軽減と公共施設等の最適な配置を実現するため、「総量抑制」「将来更新費用及び維持管理費の縮減」に努める。				
取組内容	将来的なサービス需要の変化に的確に対応するため、公共施設の在り方・最適な配置の検討、計画的な施設更新、資産の有効活用への取組を進める。				
年次計画	R8 公共施設の 再編検討	R9 公共施設の 再編検討	R10 公共施設の 再編検討	R11 公共施設の 再編検討 公共施設等総合 管理計画の改定 公共施設個別 施設計画の改定	R12 公共施設の 再編検討 公共施設等総合 管理計画の改定 公共施設個別 施設計画の改定

取組項目	3 組織改正				
担当課	行政経営担当	関連課	全課		
課題・目的	<p>社会情勢の変化や多様化する住民ニーズなど、時代に即した経営課題に迅速かつ的確に対応するため、効果的・効率的な組織運営を可能とする体制を構築する。</p> <p>組織改正の検討にあたっては、将来的な庁舎移転を見据えつつも、移転時期を待つことなく、現行体制下で解決すべき課題の解消を優先し、必要な組織改正を段階的に検討する。</p>				
取組内容	<p>各部署で抱える組織課題、今後の行政運営の在り方、他自治体の先進事例などを継続的に調査・分析し、新庁舎等建設事業の進捗状況を注視しつつ、移転を前提とした組織改正のみならず、その必要性、規模、コスト等を勘案し、早急に実施すべき組織改正についても柔軟に検討し実施する。</p> <p>また、人口減少に伴う人的資源の制約への備えとして、特に技術職・専門職職場等における組織の集約・効率化による体制強化のため組織の再編を検討する。</p>				
年次計画	R8 検討・実施	R9 検討・実施	R10 検討・実施	R11 検討・実施	R12 検討・実施

取組項目	4 開庁時間の短縮				
担当課	行政経営担当	関連課	窓口担当部署		
課題・目的	<p>市の窓口業務については、近年、オンライン申請等、デジタル技術を活用した「行かない窓口」が拡充しており、来庁・対面を前提としないサービスが浸透してきている。対面での窓口業務のニーズが相対的に低下する中で、時代に即した窓口の在り方を検討する必要がある。</p>				
取組内容	<p>先進事例を研究の上、本市の窓口業務の代替サービス等の導入状況及び窓口混雑時間帯調査等のデータに基づく市民ニーズを勘案し、窓口開庁時間の短縮を検討する。</p> <p>窓口短縮により業務改善等にあてるバックヤード業務の時間を確保し、更なる市民サービス向上に向けた取組を推進する。</p>				
年次計画	R8 先進事例調査 近隣市調査	R9 府内調整 例規改正	R10 試行	R11 推進	R12 推進

取組項目	5 情報発信力の強化			
担当課	広報秘書課	関連課	全課	
課題・目的	公式LINE、市報・ホームページ等を活用し、市政情報を分かりやすく効果的に伝える技術を習得して、情報発信の向上を図るとともに、真摯で丁寧な広報の実践により、行政と市民との信頼関係を構築する。			
取組内容	<p>市職員を対象に「伝わる」広報の実践研修を実施し、広報の考え方を始め、デザイン等の技術の習得を図る。</p> <p>各媒体の性格・活用方法等を定めた「情報発信ガイドライン」を改訂し、市全体として効果的・効率的な情報発信を行う。</p> <p>職員それぞれが各媒体の特徴を踏まえ、適宜工夫しながら、市民にとって分かりやすい情報発信を行っていく。</p>			
年次計画	R8 調査 検討 準備	R9 実施	R10 推進	R11 推進

取組項目	6 総合防災訓練の運営の見直し			
担当課	地域安全課	関連課	全課	
課題・目的	訓練は、市、関係防災機関及び地域住民が一体となって、実効性のある総合的、有機的なものとする必要があるが、現状は、人事異動に伴うノウハウの継承不足及び関連ニーズの多様化に伴う業務量の増加が課題となっており、限られた人員でも継続的に質の高い訓練を実施することができる体制を構築する必要がある。			
取組内容	総合防災訓練に関する企画、関係機関との連携、設営、運営、広報及び経験値の積み上げ等に係る課題を整理し、委託化を含めた運営手法の見直しについて、近隣自治体や受託実績のある事業者へのヒアリング等を行い、各関係機関と協議する。			
年次計画	R8 検討	R9 準備	R10 試行	R11 実施

取組項目	7 公用車の運用の見直し				
担当課	管財課	関連課	車両保有課		
課題・目的	<p>公用車については、これまで現行の施設及び組織体制を前提に、歳出削減及び環境負荷低減の観点から、保有台数の見直し、次世代自動車の導入、リース車両の活用等に取り組んできたが、庁舎移転及び大規模組織改正の状況を踏まえて、改めて台数を見直すほか、適切な車両の管理・運用方法等の確立が求められる。</p>				
取組内容	<p>庁舎移転及び組織の再編を見据えた公用車の管理・運用手法の見直しを検討するほか、次世代自動車の導入、リース車両の活用、車両の集中管理等の可否について検討する。</p>				
年次計画	R8 検討	R9 検討	R10 準備	R11 実施	R12 実施

取組項目	8 電子契約の推進				
担当課	管財課	関連課	会計課、情報システム課		
課題・目的	<p>電子契約は従来と比べ、印紙代、人件費、郵便料等のコスト削減が見されること等により、利用拡大が進んでいる。 人口減少社会の進展により調達先の確保が困難となることが懸念されている中で、公契約の公平性及び競争性を確保する観点から、電子契約の本格的な導入が求められる。</p>				
取組内容	<p>電子契約を全庁へ導入する場合の課題を検証の上、主管課契約実務担当者への庁内研修等を実施する。 業務効率化及び「ミスの発生自体を防止する」業務スキームへ転換を図るため、導入を検討している伝票会計事務に係る電子決裁、電子請求に係る取組と連携し、財務会計事務全体に係る業務効率化を図る。</p>				
年次計画	R8 管財課契約での運用 主管課契約への拡大検討 庁内説明会	R9 管財課契約での運用 操作研修 主管課契約での運用	R10 推進	R11 推進	R12 推進

取組項目	9 窓口フロントヤード改革の推進				
担当課	市民課	関連課	保険年金課、子育て支援課		
課題・目的	<p>今後、生産年齢人口減少に伴う経営資源の縮減局面を向かえても、窓口サービスを持続可能とするための仕組みの構築が課題であり、窓口部署においてフロントヤード改革に取り組むことで、市民サービスの維持・向上と限られた職員による持続可能な窓口運営を実現する。</p>				
取組内容	<p>手続のオンライン化、機械化等の検討を進めつつ、新庁舎等への移転を見据え、隣接予定である3部署（市民課、保険年金課及び子育て支援課）の窓口事務及び情報連携の効率化を図る。</p>				
年次計画	R8 検討	R9 検討	R10 準備	R11 実施	R12 推進

取組項目	10 はけの森美術館の運営の見直し				
担当課	コミュニティ文化課	関連課			
課題・目的	<p>はけの森美術館は、開館以来、小学生が美術館を体験する観賞教室や市民向けのワークショップを行い、市民が身近な地域で芸術文化に親しめる場となっている。</p> <p>所蔵作品展及び企画展が好評を博している一方で、その運営は最少の経費によることを求められているため、会計年度任用職員として雇用する学芸員の経験及び専門知識に依存しており、運営体制の安定性・継続性に課題がある。</p>				
取組内容	<p>安定した運営の継続を図るための手段として、業務委託等の可能性に係る他市美術館運営団体の調査を実施し、美術館の展示会回数、教育普及事業等の見直しを行い、適正化を図る。</p>				
年次計画	R8 調査	R9 検討	R10 準備	R11 実施	R12 推進

取組項目	11 集会施設等の運営方法の見直し			
担当課	コミュニティ文化課	関連課		
課題・目的	<p>無人の集会施設については、管理を担う町会自治会での扱い手確保が困難になっており、運営体制の見直し等が課題である。</p> <p>また、施設管理コストを精査の上、受益者負担を踏まえた使用料の検討が必要である。</p>			
取組内容	<p>無人の集会施設については、扱い手不足を含む課題の分析の上、民間事業者による管理の導入も含め、持続可能な運営体制の検討を行う。</p> <p>また、施設使用料は、受益者負担基準に沿って見直しを検討する。</p>			

取組項目	12 個人住民税課税事務における事務の見直し			
担当課	市民税課	関連課	情報システム課	
課題・目的	<p>税制改正や各種経済対策等に伴い、課税分野に係る業務が多様化・複雑化する中、毎年、年初から5月頃までの当初課税事務処理期間にあっては更に業務量が増大するため、職員の膨大な時間外勤務に加え、府内各課からの応援により対応している。デジタル技術の導入により、業務の効率化及びプロセスの見直しを図っているものの、今後見込まれる人的資源の制限も踏まえて、事務の在り方を見直す必要がある。</p>			
取組内容	<p>令和7年度に基幹系システムが標準化されたこと等を踏まえ、住民税情報システム等を共同利用する自治体と連携し業務プロセス及び業務量の分析を踏まえてBPR（業務プロセスの見直し）を行い、課税業務の課題を洗い出し改善策を検討する。その結果を基に、事務委託等を含めた改善を検討し、円滑な課税事務及び持続可能な行政運営を目指す。</p>			

取組項目	13 固定資産税GISを活用した賦課事務の効率化				
担当課	資産税課	関連課	情報システム課		
課題・目的	<p>公図等のデジタルデータを活用した事務効率化を図るとともに、人事異動等があっても専門知識、取組経過等を確実に継承していく仕組みを構築する。</p> <p>また、災害発生時の罹災証明書の発行業務等、被災者支援を迅速に行うためにも、家屋情報の電子化を早急に進める必要がある。</p>				
取組内容	<p>固定資産税業務のデジタル化・平準化を目的に、固定資産GISシステムの段階的導入を進める。必要なサービスの質を保ちつつ、より少ない労力で確実な賦課業務を実施するため、職員のデジタルスキルを向上させ、人材育成を図るとともに、業務負担に応じた適正な仕組みを構築することで、持続可能な行政運営を目指す。</p>				
年次計画	R8 検討	R9 検討	R10 準備	R11 施行	R12 施行

取組項目	14 徴収困難な市債権引継ぎ				
担当課	納税課	関連課	行政経営担当		
課題・目的	<p>税以外の債権管理の引継ぎを段階的に実施し、引継債権の納税者等の窓口を一本化することにより市民等の利便性向上を図るとともに、負担の公平性を確保し、併せて税収等の歳入確保に努める。</p>				
取組内容	<p>令和6年8月より実施した後期高齢者医療保険料及び介護保険料の徴収一元化の効果について実績から分析を行い、課題の把握に努めるとともに、他市調査及び関係課と協議を進め、更なる債権の一元化について検討する。</p>				
年次計画	R8 分析	R9 分析	R10 他市調査	R11 他市調査 関係課協議	R12 関係課協議 検討

取組項目	15 市立公園等指定管理者との連携による市民協働の推進				
担当課	環境政策課	関連課			
課題・目的	市立公園等を包括的に指定管理者が運営することにより、公園等の多様な活用につなげ、より一層の市民協働の推進及び市民サービスの質の向上を図る。				
取組内容	指定管理者の柔軟な発想とノウハウをいかし、公園のポテンシャルの有効活用及び環境楽習館を活用した啓発事業を推進するとともに、市民協働の積極的な推進に取り組む。 また、指定管理者評価委員会による評価を通じて更なるサービスの質の向上を図る。				
年次計画	R8 推進 評価	R9 推進 評価	R10 推進 評価 業者選定	R11 推進 評価	R12 推進 評価

取組項目	16 粗大ごみ受付事務等の見直し				
担当課	ごみ対策課	関連課			
課題・目的	粗大ごみの受付について、インターネットでの受付を可能とすることにより、市民の利便性の向上及び受付業務の効率化を図る。				
取組内容	委託業者及びごみ対策課窓口において、平日開庁時間帯のみ受け付けている粗大ごみの収集申し込みについて、市民のアクセシビリティ及びユーザビリティの向上を図るために、粗大ごみ分類の見直しを行った上で、インターネット上で24時間受付できる体制を構築するとともに、関連する委託業務内容の見直しを含めた合理化を進める。				
年次計画	R8 実施	R9 推進	R10 推進	R11 推進	R12 推進

取組項目	17 下水道使用料の見直し				
担当課	下水道課	関連課			
課題・目的	<p>物価高騰等の影響で流域の市町村が東京都下水道局に支払う維持管理負担金単価が値上がりすることによって、市の下水道事業会計は大幅な負担増となり、令和8年度決算は赤字決算となる見込みである。下水道事業が将来にわたって安定した経営を行うために、下水道使用料の適正な料金設定を行い、未来の世代に負担を先送りしない運営体制を構築する必要がある。</p>				
取組内容	<p>早急な下水道使用料の値上げが必須となるため、令和9年度から下水道使用料の改定を実施する。</p> <p>東京都の経営計画は令和8年度から令和12年度までの5年間としており、翌計画期間には再度の単価見直しがあるため、この動向を注視しつつ、経営環境も考慮しながら、市の適正な下水道使用料の継続的な見直しを行う。</p>				
年次計画	R8 使用料改定の周知	R9 使用料改定の実施	R10 経営分析	R11 経営分析	R12 使用料改定の検討

取組項目	18 下水道施設ストックマネジメントのデジタル化による維持管理の推進				
担当課	下水道課	関連課			
課題・目的	<p>生産年齢人口減少による職員の減少を見据え、下水道事業の効率化を図るため、維持管理情報等をデジタル化し、蓄積データを活用した管理へと転換を図る。</p>				
取組内容	<p>平成31年2月に小金井市ストックマネジメント計画を策定して以降、計画に基づく下水道施設の点検、調査を確実に進めてきており、点検、調査で得られた情報及び修繕の履歴情報は、今後も増加が見込まれている。ストックマネジメントを計画的に遂行するためには、これら情報の適正な管理及び効率的な利活用が不可欠であるため、システムの導入及びこれまでに蓄積した下水道施設の情報をデジタル化を検討する。</p>				
年次計画	R8 システム化の検討	R9 システム構築準備	R10 過年度情報の登録	R11 システム活用の推進 R10実施分の登録	R12 システム活用の推進 R11実施分の登録

取組項目	19 児童館の運営体制の見直し				
担当課	児童青少年課	関連課	公民館（貫井南分館）		
課題・目的	こども家庭庁による「児童館ガイドライン」（令和6年12月）に基づき、中高生世代の居場所づくり等を含めた持続可能な運営体制を確立する。				
取組内容	児童館運営検討委員会及び児童館運営審議会の意見を踏まえ、安全で自由な遊び場等の提供について検討し、これを含めた持続可能な運営体制に係る方針を関連する公民館等と協議の上策定し、公民連携・アウトソーシング等による運営の実現に向けて準備する。				
年次計画	R8 検討 関係課との調整	R9 検討 関係課との調整	R10 検討 関係課との調整	R11 準備	R12 準備

取組項目	20 学童保育所大規模化への対応				
担当課	児童青少年課	関連課	公共施設マネジメント推進担当／庶務課／生涯学習課		
課題・目的	市の推計では、本市の児童数はしばらく微増が予測されており、共働き世代が増えている中にあって、学童保育所への入所希望も当面の間は増加となることが予測されている。一方で、現在既に学童保育所の適切な環境整備には課題があるため、安全・安心な放課後の子どもの居場所の確保・充実に係る各種事業との整理・連携が必要である。このため、公民連携・アウトソーシングの活用等により、学童保育所大規模化へ対応する市の対応方針を確立する。				
取組内容	学童施設の増設、入所基準の見直し、民営化、委託化、他事業との連携など、短期的・中長期的な視点から放課後の居場所の確保・充実に向けて、関係部署と連携して検討し、計画的に環境整備を進める。				
年次計画	R8 検討	R9 準備	R10 実施	R11 検証	R12 検討

取組項目	21 母子保健業務等に係るデジタル化				
担当課	こども家庭センター	関連課	健康課、関係各課		
課題・目的	子育て世代等の市民の利便性向上のため、母子アプリを導入し、母子保健サービスのプッシュ型アプローチを行うとともに、その後の電子版母子健康手帳への移行を目指す。				
取組内容	母子アプリ（母子保健事業の情報発信、アンケート機能、プッシュ通知機能、妊娠・成長記録、予防接種管理機能、母子保健の一部事業のオンライン予約機能（両親学級・離乳食教室など）など）を導入するとともに、国によるPMH（Public Medical Hub:自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム）の構築後、PMH接続を経て、母子アプリから電子版母子健康手帳へ移行した後、母子保健事業及び予防接種事業の電子化を実施する。				
年次計画	R8 準備・開始	R9 継続	R10 PMH接続	R11 継続	R12 継続

取組項目	22 道路占用料の見直し			
担当課	道路管理課	関連課		
課題・目的	道路占用料の見直しに取り組むことで、受益者負担の適正化及び歳入の確保を図る。			
取組内容	道路占用料の額については、算定の基礎となる地価水準（固定資産税評価額）及び地価に対する賃料水準の変動を適切に反映するため、定期的に見直しを行う必要がある。 一般的には、固定資産税評価替えの翌年に道路占用料を改定する運用が標準とされており、評価替えから1年後に反映されるのが通例であるため、令和9年に予定されている固定資産税の評価替えを踏まえ、令和10年4月1日からの道路占用料の改定を検討する。			
年次計画	R8 調査・検討	R9 条例改正	R10 実施	R11 実施 調査 検討

取組項目	23 橋りょうの集約化・撤去の検討				
担当課	道路管理課	関連課			
課題・目的	<p>市が管理している橋りょうについて、今後、維持管理コストの増大が懸念されていることから、市民の利便性等に配慮した上で一部の歩道橋の撤去を検討することで、点検・修繕・更新等に係る中長期的な費用の削減を行う。</p>				
取組内容	<p>定期点検の結果、現段階で早期措置段階と判定された本町五丁目歩道橋について、集約化・撤去を検討していくこととする。実施に当たって、関係者との合意形成を図り、関係機関との協議、調整を行い、整備することにより安心安全な交差点空間の形成を図っていく。</p> <p>今後の点検等を通じて著しい損傷が確認され、近くに迂回ルートがあり、利用される方が少ない場合や平面交差が可能な場合など、状況に応じて橋りょうの集約化・撤去を検討し、維持管理コストの縮減を図る。</p>				
年次計画	R8 設計協議	R9 設計協議	R10 設計	R11 工事	R12 工事

取組項目	24 公共施設工事に係る設計・工事監理委託・発注補助の推進				
担当課	建築營繕課	関連課			
課題・目的	<p>公共施設の老朽化対策の増加に伴い、技術的専門性の高い設計・工事監督業務が増えている。発注手続も複雑化しており、職員の人数及び専門知識が限られている中、外部委託の積極的な活用が求められる。</p>				
取組内容	<p>公共事業に係る設計委託・工事監理委託・発注補助業務委託を積極的に活用することで、設計品質の向上と事業計画の精度確保、工事の品質と工程及び安全管理の強化、発注事務の効率化と透明性向上を図るとともに、専門家との協働や実務のマネジメント経験を通じ、職員の人材育成と技術力強化を図る。</p>				
年次計画	R8 調査・準備	R9 実施	R10 推進	R11 検討	R12 検討

取組項目	25 自転車駐車場の運営等の見直し			
担当課	交通対策課	関連課		
課題・目的	<p>現在の自転車駐車場出庫ゲートは設置から10年以上経過しており、キャッシュレス決済が未対応なことに加え、新札及び新500円硬貨も使用することができない状況である。</p> <p>また、自転車駐車場の使用料について、一時使用、定期使用とともに他市、民間駐輪場の価格等を踏まえた見直しが必要である。</p>			
取組内容	<p>老朽化している自転車駐車場出庫ゲートへの対応については、小金井市自治体DX推進全体方針に基づき、キャッシュレス決済を導入する。</p> <p>一時使用料の見直しに当たっては、近隣市及び民間事業者の状況、本市の利用実態等を踏まえ、駅からの距離、時間制による使用料の細分化等、基本的な考え方を整理し、検証した上で見直しを行う。</p> <p>定期使用料の見直しに当たっては、近隣市の状況等を踏まえ、先行して実施できるところから検討を行う。</p>			
年次計画	R8 検討	R9 準備	R10 実施	R11 R12

取組項目	26 伝票会計事務の適正化				
担当課	財政課、管財課、会計課	関連課	情報システム課		
課題・目的	<p>伝票会計事務におけるチェック体制は所管課及び予算編成・予算執行・契約担当課による人的対応に依存し、「ミスの発見」による伝票の差戻し・再作成等の事務が多く発生しており、事務の効率化を図るため、「ミスの発見」から、全庁的な「ミスの発生自体の防止」を主眼とする対策に切り替える必要がある。</p>				
取組内容	<p>人的対応に依存せず「ミスを抑制できる仕組みの構築」のため、まず、所管課での伝票起票に当たり、根拠を確認し決裁時においても再度確認できる業務フローの見直しに取り組むとともに、DXに対応した見直し及び作業の合理化に基づく、予算執行・予算編成を担う担当課が行う執行・審査業務における人的チェックの在り方、関係法令に基づく責務の明確化、添付書類の整理等を検証し、伝票会計事務の適正化を推進する。</p> <p>更に、契約、請求、支出の一連の事務を電子化する仕組みを構築し、人的対応を縮小することで「ミスの発生自体の防止」を図る。</p>				
年次計画	R8 システムの構築 府内説明会 操作研修	R9 運用開始	R10 推進	R11 推進	R12 推進

取組項目	27 スポーツ施設の適切な歳入の確保				
担当課	生涯学習課		関連課		
課題・目的	市スポーツ施設の維持管理に係る受益者負担の適正化の観点から、運動施設の適切な歳入の確保を検討する。				
取組内容	<p>無料施設として運営している上水公園運動施設テニスコート及びグラウンドの有料化並びに総合体育館及び栗山健康運動センターの市外料金の設定について検討し、受益者負担の考え方の下、歳入の確保を図る。</p> <p>有料化及び市外料金の設定に当たっては、利用者の理解が得られるよう、スポーツ関係団体、一般利用者等との協議を行うとともに、有料施設として更なるサービスの向上、施設の整備等を検討する。</p>				
年次計画	R8 調査・検討	R9 準備・実施	R10	R11	R12

## 小金井市行財政改革2030

編集・発行 令和8年3月

小金井市企画財政部企画政策課行政経営担当

〒184-8504 小金井市本町六丁目6番3号

TEL:042-387-9826

<https://www.city.koganei.lg.jp/>